

～みんなの森をみんなで守ろう～

ぐんま緑の県民税

今後のあり方



令和5年2月

群馬県

目次

はじめに	1
第1 群馬県の森林環境の現状	2
第2 「ぐんま緑の県民税」制度の概要	5
第3 「ぐんま緑の県民税」を活用した取組の実績と成果	7
第4 社会情勢の変化と現状の課題	33
第5 県民アンケート調査について	36
第6 ぐんま緑の県民税の継続	39
第7 今後の「ぐんま緑の県民税」のあり方	45
資料集	46

はじめに

群馬県は、県土面積の3分の2を占める「関東一の森林県」で、利根川の上流、首都圏の水源地域に位置しています。

また、都市から農村に続く里山林、資源の充実が著しいスギやヒノキなどの人工林、奥山のブナ林や尾瀬の天然林など、平地から亜高山帯に至る土地に多種・多様な森林が存在し、豊かな植物相や、優れた自然環境に恵まれています。

群馬県の森林は、木材の供給をはじめ、豊かな水を育み、災害を防止し、また、四季折々に彩りを変えながら、私たちの安全・安心で豊かな潤いのある生活、そして、活発な経済活動を支えています。

私たちの先人は、戦後営々と山に木を植え、林業経営活動の中で、しっかりと手入れをし、森林を大切に守り育ててきました。しかし、木材価格の大幅な下落等による林業の低迷が長期化する中で、山村の過疎化・高齢化が進み、その結果、多くの森林が放置されて荒廃が進んでいます。

また、近年、気象災害の激甚化・頻発化、里山の荒廃による景観や通学路の見通しの悪化、人の生活圏への野生動物の出没など、解決しなければならない課題も多く発生しています。

このような森林の置かれた危機的状況を放置すれば、将来、県民の安全・安心な生活に大きな禍根を残すのではないかと危惧されます。

群馬県では災害に強く、持続可能な社会を構築するため、2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ宣言』の実現に向け、全力で取り組んでおります。

この宣言にある、「自然災害による死者「ゼロ」」、「温室効果ガス排出量「ゼロ」及び「災害時の停電「ゼロ」」を実現するため、県民共有の大切な財産である豊かな森林を、県民の皆様と協力してしっかり守り、育てていくことが必要です。

群馬県では、県民共有の財産であり、私たちの生活に様々な恵みをもたらしてくれる豊かな森林環境を県民の皆様と協力してしっかり守り、育てていくため平成26年4月に「ぐんま緑の県民税」を導入し、5年をⅠ期として、現在第Ⅱ期の4年目になりました。令和5年度に第Ⅱ期の最終年度を迎えることから、本県の森林・林業を巡る状況変化などを踏まえたうえで、令和6年度以降の制度のあり方について検討してきました。

また、県民の皆様アンケートに協力いただき多くの意見を踏まえ、群馬県としては令和6年度以降も「ぐんま緑の県民税」制度を継続する必要があると考え、本書をとりまとめました。

一方で令和6年度からは、国の森林環境税が施行されます。両税の目的・役割を踏まえ、協力しながら、双方の取組により、県内の森林整備がさらに進んでいくように努めていきます。

森林づくりには、長い年月とたゆまぬ努力、多くの県民の皆様の参加と協力が不可欠と考えています。県民の皆様には、本県の森林の置かれた厳しい現状に対して改めて目を向けていただき、「ぐんま緑の県民税」について、御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

第1 群馬県の森林環境の現状

1. 森林の現況

本県は県土面積の3分の2にあたる42万7千haが森林で、森林面積、森林率ともに関東一です。

本県の森林の54%を森林所有者や県・市町村などが所有する民有林が占め、そのうち約半分の11万haが、スギやヒノキなどの人工林です。

民有林の人工林の樹種別内訳は、スギが6万3千haと最も多く、次にカラマツ、ヒノキと続いています。また、木材として利用可能な41年生以上の森林は全体の約8割に達しています。

図1 土地利用面積割合

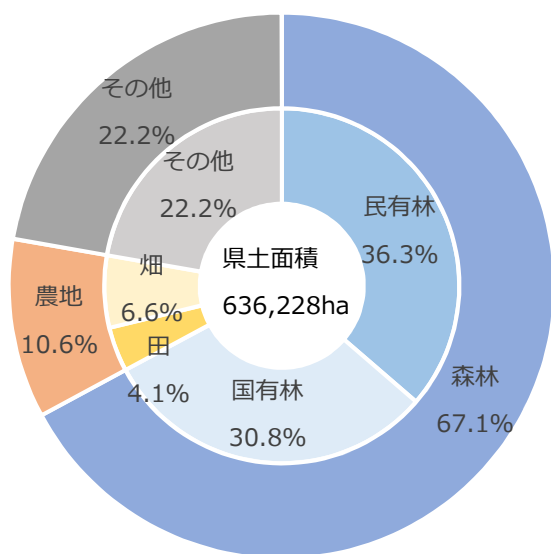


図2 所有形態別森林面積割合

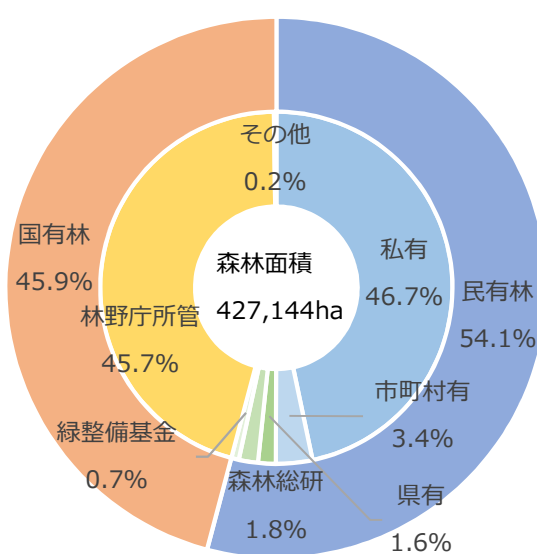


図3 民有林の樹種別構成

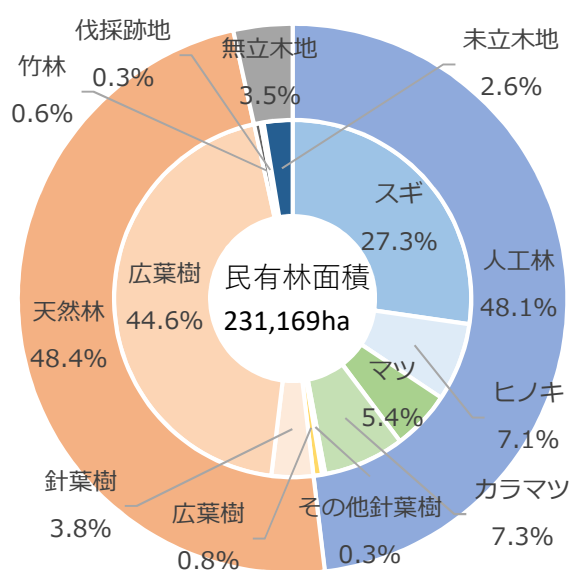
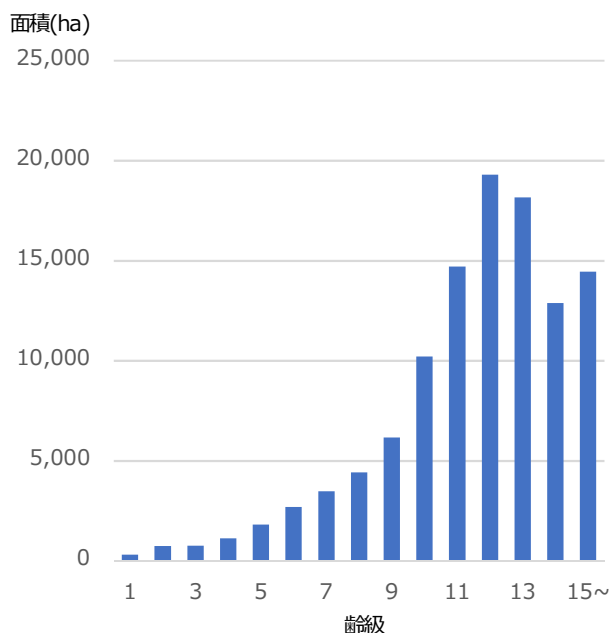


図4 人工林の齢級構成(民有林)



資料:群馬県森林林業統計書

注: 齢級とは、人工林の年齢を5年刻みで区切ったもので、1 齢級は1~5年、2 齢級は6~10年生を示す。

2. 森林の持つ主な公益的機能

森林は、水源かん養や災害防止、地球温暖化防止など県民の生活基盤を支える公益的機能を有しており、本県の森林の公益的機能評価額は、年間約1兆2千億円と試算されます。

表 1 森林の公益的機能全国の評価額

森林の公益的機能	全国の評価額	群馬県の評価額
水源かん養	29兆8,500億円	4,775億円
土砂流出防止	28兆2,600億円	4,742億円
土砂崩壊防止	8兆4,400億円	1,417億円
保健休養	2兆2,500億円	378億円
野生鳥獣保護	(参考表記)	(参考表記)
大気保全(二酸化炭素吸収)	1兆2,400億円	208億円
化石燃料代替	2,300億円	39億円
合計	70兆2,700億円	1兆1,559億円

注:群馬県の評価額は、全国の評価額を群馬県の森林面積で按分して算出

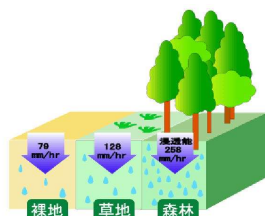
資料:平成13年日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」

◎水資源をかん養する

【水源かん養機能】

森林の土壌は、穴の多いスポンジのような構造を持ち、水を速やかに地中に浸透させる働きがある。この働きにより雨水はいったん森林に蓄えられて、ゆっくりと河川に流れ出るため、洪水や渇水を緩和することができる。

また、土壌を通過することにより、水質が浄化される。



◎自然災害を防ぐ

【土砂流出防止・土砂崩壊防止機能】

森林の土壌は、落ち葉や下草に覆われており、降雨の際には土砂の飛散や土壌の浸食・流出を防いでいる。また、木々が根を地中に張り巡らすことで土壌を固定し、土砂の崩壊や流出を防止している。



◎憩いの場を提供する

【保健休養機能】

森林浴・ハイキング・キャンプ等のレクリエーションの場を提供するなど、森林には、人々に安らぎを与え、心の緊張を和らげる作用がある。



◎大気保全

【二酸化炭素吸収機能】

森林は、地球温暖化の原因となる大気中の二酸化炭素を光合成により吸収し、幹や根などに有機物として貯蔵することにより、地球温暖化の防止に重要な役割を果たしている。

◎生き物に生息の場を提供する

【野生鳥獣保護機能】

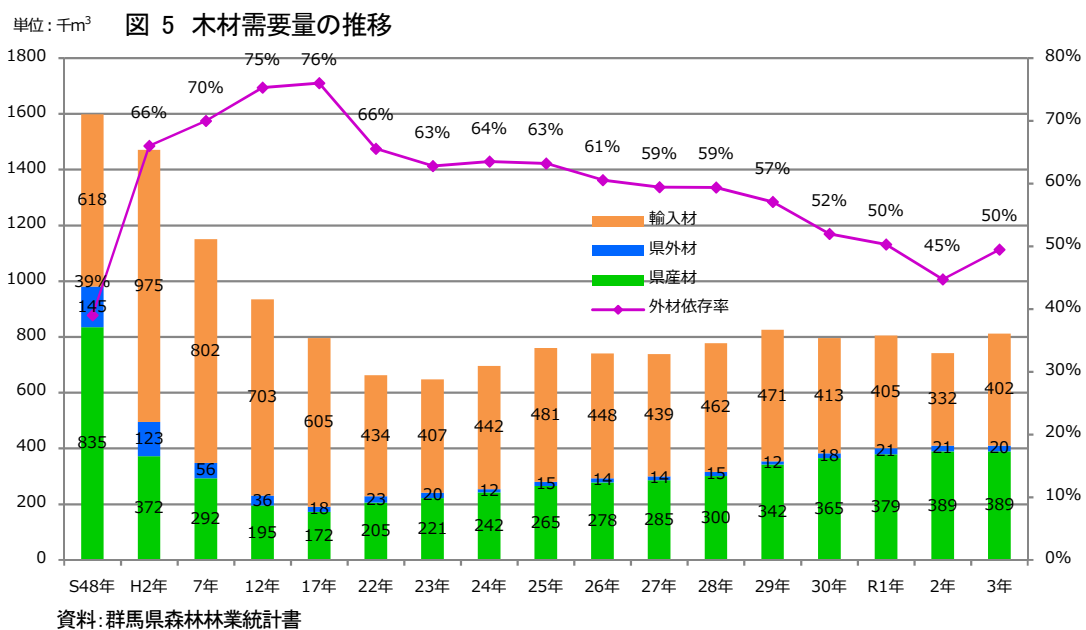
野生動植物の生息の場となり、生態系を保全し、自然環境を健全に保つ役割がある。

3. 森林・林業、山村地域の現状

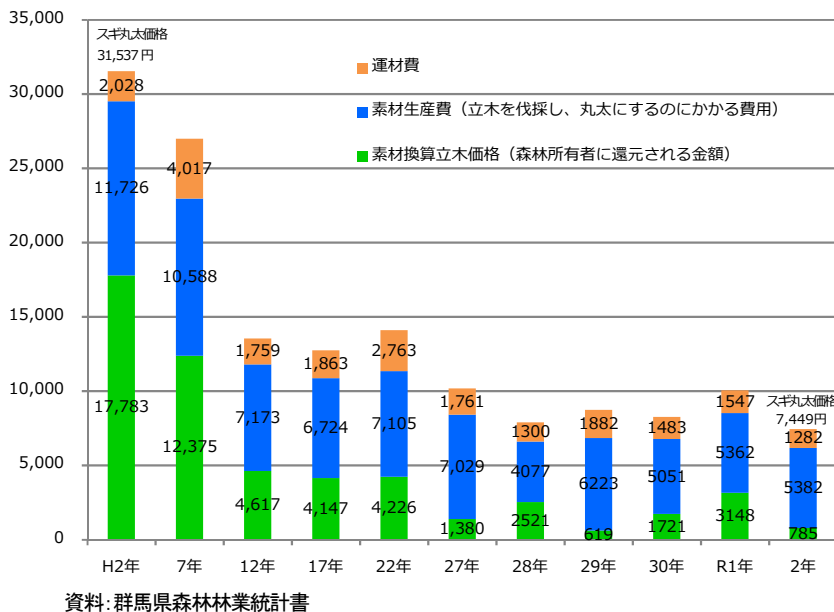
昭和30年から40年代にかけて、全国的に森林資源の充実を目的として、主に広葉樹からなる天然林を伐採した跡地や原野などに積極的に針葉樹中心の植林が行われました(拡大造林政策)。本県においてもこの政策を進め、山村における雇用を創出し、地域の活性化にも大きく寄与しました。

本県の木材需要は、昭和48年をピークに減少が続いていましたが、近年では横ばいで推移しています。また木材価格は、昭和55年をピークに低下し続け、スギ丸太の価格は近年には平成2年の3分の1にまで下落しました。

近年の林業の低迷により山村地域の過疎化・高齢化が進み、また小規模所有者を中心に林業経営への関心が薄れ、管理の行き届かない人工林が増えております。



単位：円/m³ **図 6 スギ丸太価格(立木価格・素材生産費)の推移 (主伐)**



木材価格が低下し、伐採しても森林所有者に還元される金額が少なく、植栽・保育をして森林を再生する費用をまかなえないため、手の入らない森林が多く存在している。

4. 税収の管理方法等

県民税は、その使い道を特定されない普通税であり、そのままではぐんま緑の県民税に相当する税収は、既存の県民税と区別できません。

そのため、使い道を明確化するため、「ぐんま緑の県民基金」を設置し、ぐんま緑の県民税の税収に相当する額を積み立てた上で、毎年度必要となる額を基金から取り崩し、「ぐんま緑の県民基金事業」として、森林環境を保全するための事業に充てています。

表 3 ぐんま緑の県民税の仕組み

ぐんま緑の県民税（森林環境の保全に係る県民税均等割超過課税）の仕組み																																																	
区分	個人			法人																																													
名称	この税は、税制上は「森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税」ですが、皆様に広く知っていただくための通称として「ぐんま緑の県民税」を使用し、周知に努めています。																																																
課税の方法	個人の県民税均等割、法人の県民税均等割に一定額を上乗せします。																																																
納める方	県内に住所がある人、事務所又は家屋敷などを持っている人（前年の所得金額が一定基準を下回るなど一定の条件を満たす人は非課税）			県内に事務所・事業所又は寮などを持っている法人等																																													
年間の納税額（率）	年間700円			資本金等の額により年間1,400円～56,000円																																													
	【個人の住民税均等割額】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>県民税均等割</th> <th>市町村民税均等割</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上乗せ前の均等割額</td> <td>1,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源（平成26年度から令和5年度までの10年間）</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>ぐんま緑の県民税（平成26年度から令和5年度までの10年間）</td> <td>700円</td> <td>— 円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,200円</td> <td>3,500円</td> <td>5,700円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	県民税均等割	市町村民税均等割	合計	上乗せ前の均等割額	1,000円	3,000円	4,000円	東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源（平成26年度から令和5年度までの10年間）	500円	500円	1,000円	ぐんま緑の県民税（平成26年度から令和5年度までの10年間）	700円	— 円	700円	合計	2,200円	3,500円	5,700円	【法人の県民税均等割額】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>1千万円以下など</th> <th>1千万円超～1億円以下</th> <th>1億円超～10億円以下</th> <th>10億円超～50億円以下</th> <th>50億円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上乗せ前の均等割額</td> <td>20,000円</td> <td>50,000円</td> <td>130,000円</td> <td>540,000円</td> <td>800,000円</td> </tr> <tr> <td>ぐんま緑の県民税（7%相当額）</td> <td>1,400円</td> <td>3,500円</td> <td>9,100円</td> <td>37,800円</td> <td>56,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,400円</td> <td>53,500円</td> <td>139,100円</td> <td>577,800円</td> <td>856,000円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金等の額	1千万円以下など	1千万円超～1億円以下	1億円超～10億円以下	10億円超～50億円以下	50億円超	上乗せ前の均等割額	20,000円	50,000円	130,000円	540,000円	800,000円	ぐんま緑の県民税（7%相当額）	1,400円	3,500円	9,100円	37,800円	56,000円	合計	21,400円	53,500円	139,100円	577,800円
区分	県民税均等割	市町村民税均等割	合計																																														
上乗せ前の均等割額	1,000円	3,000円	4,000円																																														
東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源（平成26年度から令和5年度までの10年間）	500円	500円	1,000円																																														
ぐんま緑の県民税（平成26年度から令和5年度までの10年間）	700円	— 円	700円																																														
合計	2,200円	3,500円	5,700円																																														
資本金等の額	1千万円以下など	1千万円超～1億円以下	1億円超～10億円以下	10億円超～50億円以下	50億円超																																												
上乗せ前の均等割額	20,000円	50,000円	130,000円	540,000円	800,000円																																												
ぐんま緑の県民税（7%相当額）	1,400円	3,500円	9,100円	37,800円	56,000円																																												
合計	21,400円	53,500円	139,100円	577,800円	856,000円																																												
納税の方法	個人の県民税として、個人の市町村民税と併せて市町村に納税していただきます（個人の県民税は市町村から県へ払い込まれます）。			法人の県民税として、従来の申告書により、直接県に申告納付していただきます。																																													
導入の時期	平成26年度課税（平成25年所得分）から			平成26年4月1日以後に終了する事業年度分から																																													
第Ⅱ期課税の期間	5年間（令和元年度課税から令和5年度課税まで）			5年間（平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に終了する事業年度分）																																													
税収見込額	約8.5億円（個人：約6.8億円 法人：約1.7億円） ※金額は平年度ベース。																																																
使い道の明確化	ぐんま緑の県民税の税収に相当する額を「ぐんま緑の県民基金」に積み立てた上で、森林環境を保全するための施策に充て、使い道を明確にします。																																																
事業内容の検討・評価	県民等で構成する第三者機関「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」において、事業の意見聴取を行います。																																																

第3 「ぐんま緑の県民税」を活用した取組の実績と成果

ぐんま緑の県民基金事業を実施するにあたって、ぐんま緑の県民税の創設趣旨や目的に則して、次のとおり「目指すべき目標」を設定しています。

- ◆ 豊かな水を育み、災害に強い森林づくり
- ◆ 里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造

そして、この方向性をもとに、以下に掲げる4つの柱により施策を展開しています。

- ① 水源地域等の森林整備
- ② 森林ボランティア活動・森林環境教育の推進
- ③ 市町村提案型事業
- ④ 制度運営

第Ⅱ期の年間の事業費の平均は約8億6千万円であり、年間事業費に占める各事業の割合は、①「水源地域等の森林整備」が70%、②「森林ボランティア活動・森林環境教育の推進」が1%、③「市町村提案型事業」が28%、④「制度運営」が1%となっています。

図7 第Ⅱ期 年間事業費に占める各事業の割合

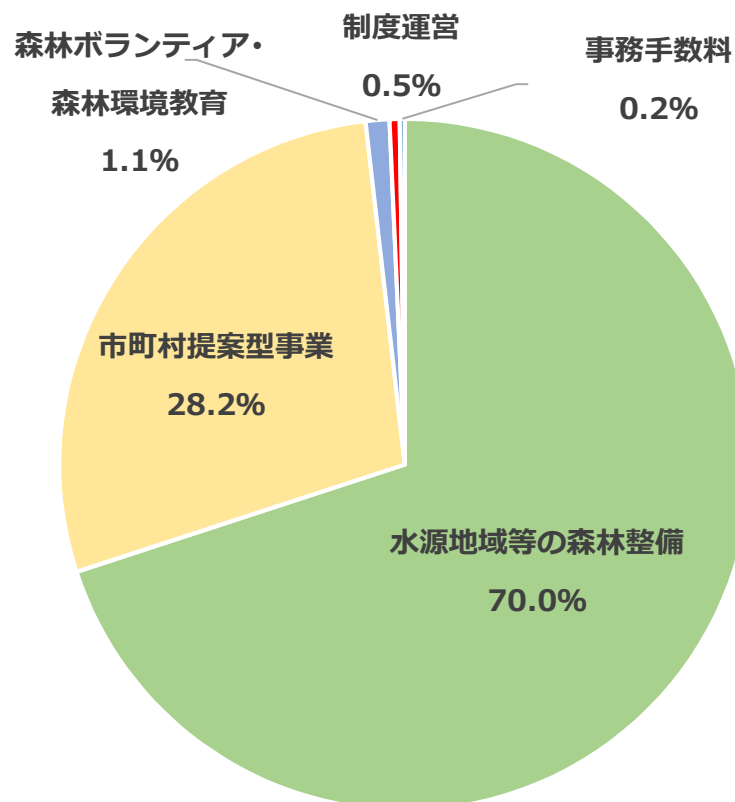


表 4-1 第 I 期 年度別事業費実績(予算年度別)

[単位:円]

年度 区分	H26	H27	H28	H29	H30	計
水源地域等の森林整備	298,861,678	644,151,012	600,245,380	636,391,046	634,364,584	2,814,013,700
森林ボランティア活動・森林環境教育の推進	4,610,615	14,966,065	12,937,489	12,406,117	14,084,487	59,004,773
市町村提案型事業	145,943,374	199,735,000	224,340,000	210,251,000	210,474,000	990,743,374
制度運営	37,308,190	2,498,786	2,948,220	3,137,523	3,318,104	49,210,823
計	486,723,857	861,350,863	840,471,089	862,185,686	862,241,175	3,912,972,670

表 4-2 第 II 期 年度別事業費実績(予算年度別)

[単位:円]

年度 区分	R1	R2	R3(見込み)	R4	R5	計
水源地域等の森林整備	570,059,242	615,090,600	634,522,000	-	-	1,819,671,842
森林ボランティア活動・森林環境教育の推進	9,435,758	9,364,657	10,274,827	-	-	29,075,242
市町村提案型事業	224,054,684	262,858,000	246,474,000	-	-	733,386,684
制度運営	6,510,115	2,988,712	2,858,532	-	-	12,357,359
事務手数料	6,009,584	-	-	-	-	6,009,584
計	816,069,383	890,301,969	894,129,359	-	-	2,600,500,711

1. 水源地域等の森林整備【県事業】

森林整備の目的に応じ、以下の事業を実施しました。

表 5 水源地域等の森林整備の事業区分・目的

事業名	目的
条件不利地森林整備	立地等の条件が不利であることにより、林業経営が成り立たず放置されている人工林を整備し、森林の公益的機能の発揮を図る。
水源林機能増進	市町村が管理する簡易水道等の取水口の上流に位置する森林の水源涵養機能の増進を図る。
松くい虫等被害地の再生	松くい虫や気象による被害を受け、やぶなどになった森林を再生し、森林の公益的機能の発揮を図る。

(1) 5年間の整備計画

水源地域等の森林整備事業の5カ年の整備計画は次のとおりです。

表 6 水源地域等の森林整備 5カ年の整備計画

事業名	第Ⅰ期 (H26～H30)	第Ⅱ期 (R1～R5)
条件不利地森林整備	3,500ha	3,500ha
水源林機能増進	500ha	500ha
松くい虫等被害地の再生	200ha	100ha
計	4,200ha	4,100ha

(2) 水源地域等の森林整備 実績・計画

事業項目、年度ごとの事業費の推移は、次のとおりです。

表 7-1 第 I 期 水源地域等の森林整備の事業実績(予算年度別)

[単位:ha、千円]

事業名	H26		H27		H28		H29		H30		計		達成率 (%)
	実績	事業費	実績	事業費	実績	事業費	実績	事業費	実績	事業費	実績	事業費	
条件不利地 森林整備事業	276	213,509	466	395,434	421	364,011	386	311,586	379	276,784	1,928	1,561,325	55.1
機能増進 水源林	88	63,591	233	198,066	236	176,002	304	233,172	403	285,107	1,264	955,938	252.8
被害地の再生 松くい虫	11	21,762	31	50,651	44	60,232	88	91,633	85	72,473	259	296,750	129.5
計	375	298,862	730	644,151	701	600,245	778	636,391	868	634,365	3,451	2,814,014	82.2

※端数処理により合計は一致しません

※条件不利地森林整備事業には事務費を含む

表 7-2 第 II 期 水源地域等の森林整備の事業実績(予算年度別)

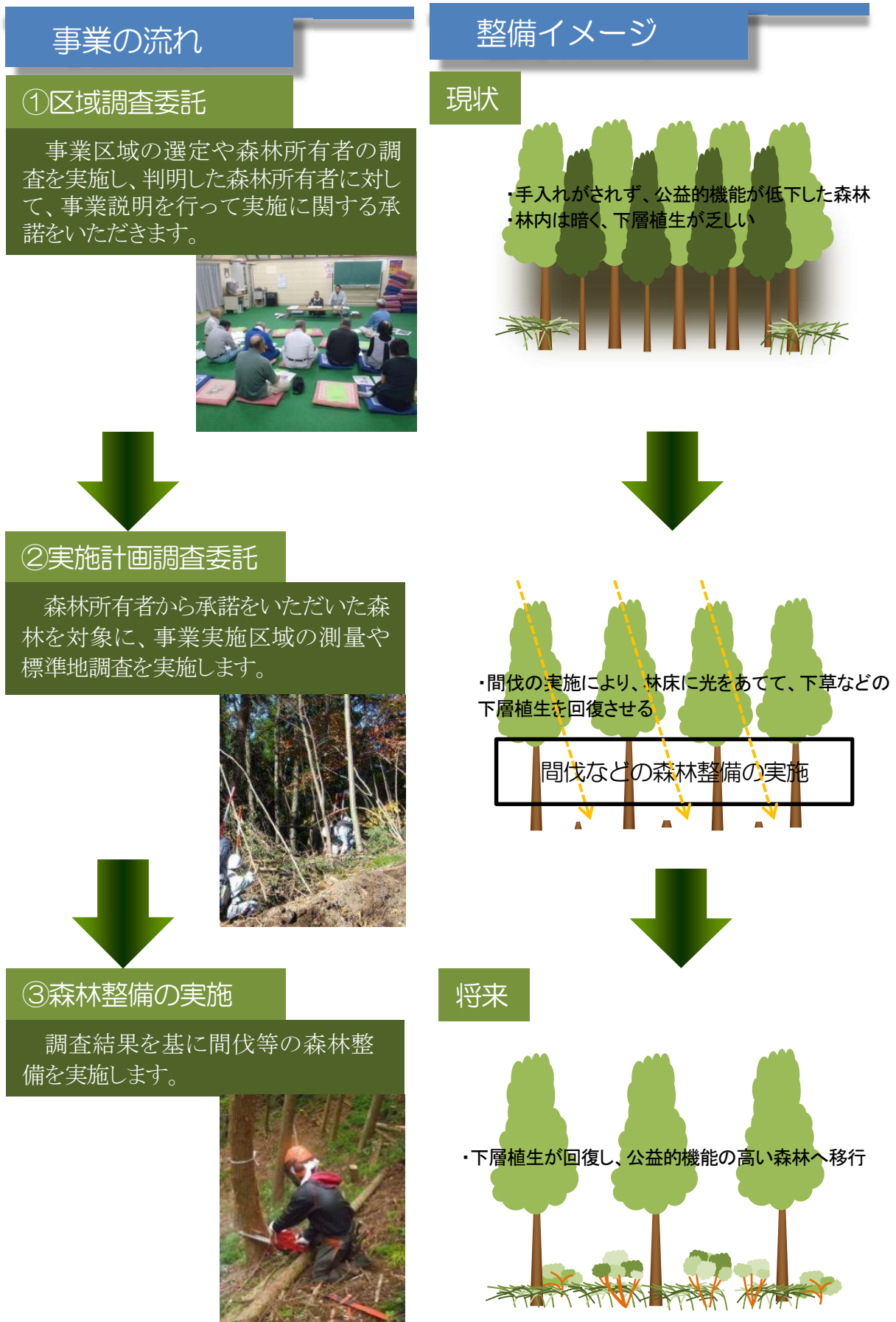
[単位:ha、千円]

事業名	R1		R2		R3(見込み)		R4		R5		計		達成率 (%)
	実績	事業費	実績	事業費	実績	事業費	実績	事業費	実績	事業費	実績	事業費	
条件不利地 森林整備事業	289	223,342	275	304,259	432	328,786	-	-	-	-	996	856,387	28.5
機能増進 水源林	345	252,375	282	203,919	261	212,590	-	-	-	-	888	668,884	177.6
被害地の再生 松くい虫等	4	94,342	24	106,913	26	93,146	-	-	-	-	53	294,401	53.0
計	638	570,059	581	615,091	719	634,522	-	-	-	-	1938	1,819,672	47.2

※端数処理により合計は一致しません

※条件不利地森林整備事業には事務費を含む

(3) 水源地域等の森林整備 事業の流れ・整備イメージ



(4) 取組の実績と成果－条件不利地森林整備


1) 目的

地利的、地形的な条件により林業経営が成り立たず放置されている条件不利な森林を対象として、間伐などの森林整備を実施する。

2) 事業の要件及び内容

森林整備の要件	森林整備の内容
<p>林業経営が成り立たない森林であって、次の全ての要件を満たす森林であること。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 人工林であること。2. 次の(1)、(2)のいずれかの要件を満たす森林であること。<ol style="list-style-type: none">(1) 林道及び市町村道等からの距離が概ね 200メートル以上の森林であること。(2) 傾斜度が 30 度以上の森林であること3. 森林経営計画認定森林でないこと。また、森林経営計画の作成が見込まれていない森林であること。4. 市町村森林整備計画に定められた標準的な施業が実施できていない森林であること。ただし、下層植生が消失している森林についてはこの限りではない。5. 市町村森林整備計画で定める公益的機能別施業森林であること。6. 県と森林所有者等との間で事業実施後 10 年間の皆伐及び転用の禁止、並びに公益的機能別施業森林の伐期までの伐採制限を定めた協定を締結することができる森林であること。	<ol style="list-style-type: none">1. 原則として、本数率で 35%以上の除伐、間伐 ただし、気象被害を受けるおそれのある森林については、生育状況を考慮した本数率での除伐、間伐2. 不成績造林地にあつては、広葉樹の生育があり、広葉樹の成林が見込まれる場合には、針広混交林へ誘導するための森林施業3. 伐採木の玉切り、集積4. 森林整備を実施する箇所までの幅員 2m程度の簡易な作業路の開設

3) 取組実績

【取組事例①】			
R2～ 条件不利地森林整備事業	区分	面積	事業費
	甘楽郡甘楽町大字秋畑 (水ノ入)地内	区域調査	
	実施計画調査	11.03ha	7,431,300円
	森林整備	11.03ha	
着工前		完成	
			
条件不利地の森林整備			
木が混み合い、林内に十分な光が届かず、下草が乏しいため、土砂が流出する恐れがある。		林床に光をあて、下草などの下層植生を回復させるための間伐を実施した。	

【取組事例②】			
令和3年度 条件不利地森林整備事業	区分	面積	事業費
	多野郡神流町大字神ヶ原 (後山)地内	区域調査	
	実施計画調査	19.55ha	18,986,000円
	森林整備	18.50ha	
着工前		完成	
			
条件不利地の森林整備			
手入れがされず、公益的機能が低下している。林内は暗く下層植生が乏しい。		林床に光をあて、下草などの下層植生を回復させるための間伐を実施した。	

(5) 取組の実績と成果－水源林機能増進

1) 目的



市町村が管理する簡易水道等の上流部の森林であって、水源かん養機能等の低下が懸念される森林を対象として、間伐などの森林整備を実施し、水源かん養機能の増進を図る。

2) 事業の内容

森林整備の要件	森林整備の内容
<p>市町村が管理する簡易水道等の水源の森林であって、次の全ての要件を満たす森林であること。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 小流域に取水口があり、それに依存する簡易水道等の集水区域の森林であること。2. 過密林であって下層植生がないなどの森林整備が必要な森林であること。3. 森林経営計画認定森林でないこと。また、森林経営計画の作成が見込まれていない森林であること。4. 市町村森林整備計画で定める公益的機能別施業森林であること。5. 県と森林所有者等との間で事業実施後 10 年間の皆伐及び転用の禁止、並びに公益的機能別施業森林の伐期までの伐採制限を定めた協定を締結することができる森林であること。	<ol style="list-style-type: none">1. 原則として、本数率で 35%以上の除伐、間伐 ただし、気象被害を受けるおそれのある森林については、生育状況を考慮した本数率での除伐、間伐2. 不成績造林地にあつては、広葉樹の生育があり、広葉樹の成林が見込まれる場合には、針広混交林へ誘導するための森林施業3. 伐採木の玉切り、集積4. 森林整備を実施する箇所までの幅員 2m程度の簡易な作業路の開設

3) 取組実績

【取組事例①】			
令和元年度～ 水源林機能増進事業	区分	面積	事業費
	沼田市利根町平川 (真菜板倉) 地内	区域調査	
	実施計画調査	10.03ha	8,101,600円
	森林整備	10.03ha	
着工前		完成	
			
水源林機能増進			
林内の下層植生が消失し水源かん養機能が低下している。		間伐を実施し、林床に光をあて、下草などの下層植生を回復させる	

【取組事例②】			
令和3年度～ 水源林機能増進事業	区分	面積	事業費
	甘楽郡南牧村大字小沢 (山室) 地内	区域調査	
	実施計画調査	11.69ha	12,126,800円
	森林整備	11.69ha	
着工前		完成	
			
水源林機能増進			
手入れがされず、水源かん養機能が低下している。林内は暗く下層植生が乏しい。		間伐を実施し、林床に光をあて、下草などの下層植生を回復させる。	

(6) 取組の実績と成果－松くい虫被害地の再生



1) 目的

松くい虫や気象による被害を受け、笹や竹が繁茂した森林を対象として、コナラやスギなどを植栽し、新たな森林へ再生を図る。

事業の内容

森林整備の要件	森林整備の内容
<p>松くい虫等の被害地であって公益的機能が低下し、森林の再生が必要な森林で、次の全ての要件を満たす森林であること。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 松くい虫被害地または気象被害地の森林であること。2. 松くい虫被害木の割合が50%以上であること。3. 事業実施後保安林指定できる森林であること。	<ol style="list-style-type: none">1. 被害木等の伐倒、玉切り、集積2. 地拵え、植栽3. 下刈、獣害防止施設等の設置4. 広葉樹の生育があり、広葉樹の成林が見込まれる場合には、広葉樹林へ誘導するための森林施業5. 森林整備を実施する箇所までの幅員 2m程度の簡易な作業路の開設

2) 取組実績

【取組事例①】			
H30～	区分	面積	事業費
松くい虫等被害地の再生	区域調査	6.19ha	19,686,800円 (H30～R2 予算)
みどり市大間々町浅原 (梅久保森林整備区域) 地内	実施計画調査	3.01ha	
	植栽面積	2.96ha	
着工前		完成	
			
松くい虫等被害地の再生			
<p>松くい虫による松枯れにより森林が荒廃し、公益的機能が低下している。</p>		<p>森林を造成するため、被害木の伐倒、地寄せ、植栽を行うとともに獣害防止対策を行った。</p>	

(7) 成果

令和元年度から令和3年度までの3年間で、約 1,900haの森林の整備が完了する見込みです。「条件不利地森林整備」、「水源林機能増進」では、これまで放置されていた森林を整備したことにより、光が差し込み、下層植生が回復し、水源かん養に加え土砂流出防止も図られるなど、森林の公益的機能強化が図られています。また、「松くい虫等被害地の再生」では、松枯れにより荒廃した森林を対象に植栽、下刈等を実施し、森林を再生したことで、水源かん養機能や土砂災害の防止等森林の公益的機能発揮を図ることができました。

2. 森林ボランティア活動・森林環境教育の推進

(1) 森林ボランティア活動・森林環境教育の推進 実績・計画

表 8-1 第Ⅰ期 森林ボランティア活動・森林環境教育の推進の事業実績(予算年度別)〔単位:千円〕

区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	計
森林ボランティア活動		3,718	8,819	6,796	6,851	9,198	35,382
森林環境教育		893	6,147	6,141	5,555	4,886	23,622
計		4,611	14,966	12,937	12,406	14,084	59,005

※端数処理により合計は一致しません

表 8-2 第Ⅱ期 森林ボランティア活動・森林環境教育の推進の事業実績(予算年度別)〔単位:千円〕

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5	計
森林ボランティア活動		7,732	7,732	8,605	-	-	24,068
森林環境教育		1,704	1,633	1,670	-	-	5,007
計		9,436	9,365	10,275	-	-	29,075

※端数処理により合計は一致しません

(2) 森林ボランティア活動の推進

「森林ボランティア支援センター」を運営し、森林ボランティア活動への総合的なサポートを行うために、専用ホームページ・情報誌「モリノワ」、メールマガジン等による情報発信や刈払機の取扱いなどの安全指導、森林整備作業器具の貸出し、森林ボランティア体験会の開催を実施しました。また、「森林ボランティア体験会」や「ボランティア交流会」の開催、市町村提案型事業等への講師・コーディネーターの派遣等を行いました。

表 9-1 第Ⅰ期 森林ボランティア活動の事業実績(予算年度別)

〔単位:回、人〕

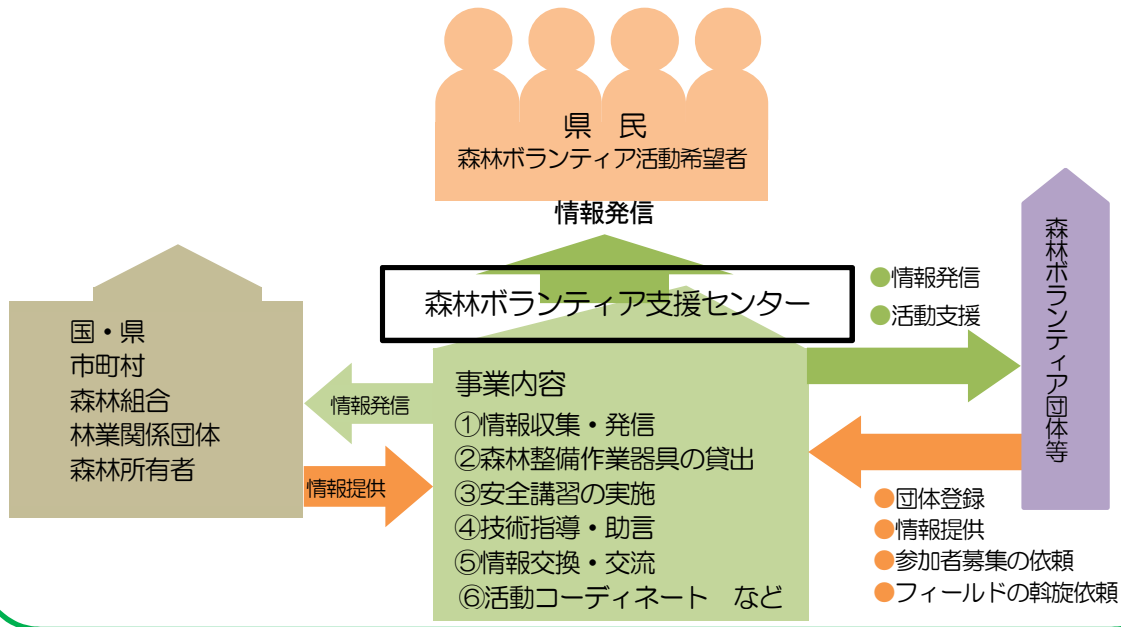
事業内容	年度	H26	H27	H28	H29	H30	合計
森林整備作業用 機械・器具の貸出	貸出回数	47	71	77	72	72	339
	開催回数	11	8	11	10	10	50
安全講習会の開催	参加人数	226	97	394	152	146	1,015
	開催回数	-	3	5	3	3	14

表 9-2 第Ⅱ期 森林ボランティア活動の事業実績(予算年度別)

〔単位:回、人〕

事業内容	年度	R1	R2	R3	R4	R5	合計
森林整備作業用 機械・器具の貸出	貸出回数	63	37	33	-	-	133
	開催回数	10	7	5	-	-	22
安全講習会の開催	参加人数	129	96	80	-	-	305
	開催回数	3	3	2	-	-	8

- 森林は、木材を生産し災害を防ぎ清らかな水を貯えるなど多くの働きを持っていますが、林業収益性の悪化、林業従事者の不足・高齢化等により森林整備が十分に実施できていません。
- 現在、自ら積極的に森林整備等の活動をボランティアとして行う個人・団体・企業が増えており、その活動は、私たちの暮らしのためにも、また、地球温暖化防止のためにも、非常に重要な存在です。
- この森林ボランティアの活動を推進していくために、ボランティア情報の収集と発信、指導や森林整備作業器具の貸出など、総合的なサポートを行う拠点が、「森林ボランティア支援センター」です。



(3) 森林環境教育の推進

令和元年度から令和3年度までの3年間で緑のインタープリターを対象にしたフォローアップ研修を21回開催しました。また「緑のインタープリター活動登録制度」により令和3年度には133名が活動登録しました。



表 10-1 第Ⅰ期 森林環境教育の推進の事業実績(予算年度別)

[単位:回、人]

事業内容		年度	H26	H27	H28	H29	H30	合計
緑のインタープリター養成講座(新規)	開催回数	-	13	12	12	12	12	49
	養成者数	-	26	22	24	25	25	97
緑のインタープリター養成講座(経験者)	開催回数	4	4	4	-	-	-	12
	養成者数	29	10	4	-	-	-	43
緑のインタープリター登録者数	登録者数	38	62	94	113	133	133	133
フォローアップ研修の開催	開催回数	-	3	3	3	3	3	12

表 10-2 第Ⅱ期 森林環境教育の推進の事業実績(予算年度別)

[単位:回、人]

事業内容		年度	R1	R2	R3	R4	R5	合計
緑のインタープリター登録者数	登録者数	153	145	133	-	-	-	133
フォローアップ研修の開催	開催回数	7	8	6	-	-	-	21

(4) 成果

1) 森林ボランティア活動の推進

各種事業の実施により県内各地で森林ボランティア活動が展開されました。

また、令和3年度末の森林ボランティア団体数は112団体、会員数6,060人と増加傾向にあります。

2) 森林環境教育の推進

緑のインタープリターとして活動登録した指導者を、市町村提案型事業(森林環境教育)、小中学生を対象としたフォレストリースクール、緑の少年団育成事業、県民を対象とした自然観察会へ講師等として派遣し、森林環境教育の推進を図ることができました。

3. 市町村提案型事業

目的に応じ、以下の事業を実施しました。

表 11 市町村提案型事業の区分・目的

事業名	目的	
荒廃した里山・平地林の整備	市町村と地域住民や NPO・ボランティア団体等との協働による地域に根ざした森林整備を支援する。	
	整備	地域住民や NPO・ボランティア団体等が実施する森林・竹林の整備に伴う、会議開催、刈払い、伐倒(伐竹)、玉切り、集積、積込み、運搬等に対し支援する。
	苗木の購入	本事業の整備箇所において実施する植栽のための高木性苗木購入に対して支援する。
	管理	地域住民や NPO・ボランティア団体等が実施する森林・竹林の管理に伴う、会議開催、刈払い、集積、積込み、運搬等に対し支援する。
	困難地整備支援	地域住民や NPO・ボランティア団体等では整備が困難な箇所について、市町村が実施する森林・竹林の整備について支援する。 整備後の管理については、地域住民等が行う。
	刈払機・粉砕機の購入	本事業に取り組む地域住民等に貸与するため、市町村が購入する刈払機、粉砕機を購入する場合に支援する。
貴重な自然環境の保護・保全	市町村あるいは市町村と地域住民が行う、県動植物レッドリストで野生絶滅種及び絶滅危惧種Ⅰ、Ⅱ類に指定されている種(約650種)が生息している地域の保護・保全活動を支援する。	
森林環境教育・普及啓発	児童生徒や県民を対象とする森林環境教育及び森林体験活動を支援する。また、森林の機能や重要性について普及啓発する取り組みを支援する。	
森林の公有林化	水源地域の森林や平地林の購入(公有林化)あるいは平地林を造成しようとする市町村を支援する。	
独自提案事業	ぐんま緑の県民税の趣旨・目的に適合し、評価検証委員会の意見聴取を行い、適切な事業であると認められた市町村の実施する事業を支援する。	

(1) 市町村提案型事業 実績・計画

事業項目、年度ごとの事業費の推移は、以下のとおりです。

表 12-1 第 I 期 市町村提案型事業 実績(予算年度別)

〔単位:円〕

事業名	年度			補助金額	事業量
		市町村数	事業数		
荒廃した里山・ 平地林の整備	H26	22	64	121,133,503	森林: 32.6ha 竹林: 33.0ha 管理: 5.1ha
	H27	26	113	164,344,000	森林: 58.8ha 竹林: 21.4ha 管理: 39.5ha
	H28	29	177	193,992,000	森林: 54.6ha 竹林: 28.6ha 管理: 109.0ha
	H29	29	214	166,690,000	森林: 34.8ha 竹林: 32.2ha 管理: 183.7ha
	H30	27	250	187,231,000	森林: 42.2ha 竹林: 26.4ha 管理: 239.6ha
	計	29	818	833,390,503	森林: 223.0ha 竹林: 141.6ha 管理: 576.9ha
貴重な自然環 境の保護・保全	H26	6	7	2,021,860	箇所数: 7 箇所
	H27	10	22	5,588,000	箇所数: 22 箇所
	H28	12	25	7,606,000	箇所数: 25 箇所
	H29	11	21	4,232,000	箇所数: 21 箇所
	H30	11	23	4,568,000	箇所数: 23 箇所
	計	12	98	24,015,860	箇所数: 31 箇所
森林環境教育・ 普及啓発	H26	11	15	4,122,811	参加者数: 2,151 人
	H27	14	31	11,194,000	参加者数: 5,825 人
	H28	20	39	18,259,000	参加者数: 9,484 人
	H29	20	39	18,257,000	参加者数: 10,667 人
	H30	19	39	17,703,000	参加者数: 10,793 人
	計	23	163	69,535,811	参加者数: 38,920 人
森林の公有化	H26	3	3	14,321,000	水源林: 11.0ha 平地林: 0.3ha 計: 11.4ha
	H27	1	1	10,000,000	平地林: 0.3ha 計: 0.3ha
	H28	1	1	2,645,000	水源林: 2.6ha 計: 2.6ha
	H29	2	2	19,668,000	水源林: 19.9ha 計: 19.9ha
	H30	-	-	-	
	計	4	7	46,634,000	水源林: 33.6ha 平地林: 0.6ha 計: 34.2ha
独自提案事業	H26	4	5	4,344,200	森林: 5.4ha 竹林: 3.1ha 計: 8.5ha
	H27	5	6	8,609,000	森林: 2.2ha 竹林: 4.5ha 計: 6.7ha
	H28	2	2	1,838,000	森林: 1.0ha 竹林: 1.8ha 計: 2.8ha
	H29	2	2	1,404,000	森林: 0.9ha 竹林: 1.4ha 計: 2.3ha
	H30	2	2	972,000	森林: 0.8ha 竹林: 0.8ha 計: 1.5ha
	計	5	17	17,167,200	森林: 10.2ha 竹林: 11.6ha 計: 21.8ha
合計	H26	28	94	145,943,374	※端数処理により面積の合計は一致 しません。
	H27	31	173	199,735,000	
	H28	35	244	224,340,000	
	H29	35	278	210,251,000	
	H30	35	314	210,474,000	
	計	35	1,103	990,743,374	

表 12-2 第Ⅱ期 市町村提案型事業 実績(予算年度別)

事業名	年度			事業量	
		市町村数	事業数		補助金額
荒廃した里山・平地林の整備	R1	27	274	185,062,000	森林: 36.5ha 竹林: 21.7ha 管理: 293.1ha
	R2	27	298	231,298,000	森林: 55.6ha 竹林: 22.6ha 管理: 337.0ha
	R3	27	334	189,272,000	森林: 15.5ha 竹林: 22.9ha 管理: 374.1ha
	R4	-	-	-	
	R5	-	-	-	
	計	27	906	605,632,000	森林: 107.6ha 竹林: 67.2ha 管理: 1004.2ha
貴重な自然環境の保護・保全	R1	8	18	3,077,000	箇所数: 18 箇所
	R2	8	16	3,281,000	箇所数: 16 箇所
	R3	7	15	2,448,000	箇所数: 15 箇所
	R4	-	-	-	
	R5	-	-	-	
	計	8	49	8,806,000	箇所数: 18 箇所
森林環境教育・普及啓発	R1	20	46	20,148,684	参加者数 : 12,428 人
	R2	15	25	9,050,000	参加者数 : 3,745 人
	R3	19	33	14,230,000	参加者数 : 8,449 人
	R4	-	-	-	
	R5	-	-	-	
	計	22	104	43,428,684	参加者数 : 24,622 人
森林の公有化	R1	1	1	10,000,000	水源林: 12.9ha 平地林: - ha 計: 12.9ha
	R2	-	-	-	
	R3	-	-	-	
	R4	-	-	-	
	R5	-	-	-	
	計	1	1	10,000,000	水源林: 12.9ha 平地林: - ha 計: 12.9ha
独自提案事業	R1	8	10	5,767,000	森林: 0.8ha 竹林: 0.6ha 計: 1.4ha クビアカツヤカミキリ対策 6 事業
	R2	12	13	19,229,000	森林: 1.2ha 竹林: 1.0ha 計: 2.3ha クビアカツヤカミキリ対策 8 事業
	R3	12	19	40,524,000	森林: 2.5ha 竹林: 3.2ha 計: 5.7ha クビアカツヤカミキリ対策 8 事業
	R4	-	-	-	
	R5	-	-	-	
	計	14	42	65,520,000	森林: 4.5ha 竹林: 4.8ha 計: 9.4ha クビアカツヤカミキリ対策 22 事業
合計	R1	34	349	224,054,684	※端数処理により面積の合計は一致しません。
	R2	34	352	262,858,000	
	R3	35	401	246,474,000	
	R4	-	-	-	
	R5	-	-	-	
	計	35	1102	733,386,684	

(2) 取組事例

【取組事例①】

令和2年度	事業実施主体	高崎市
荒廃した里山・平地林の整備	整備面積	0,36ha
【困難地整備支援】	事業費	2,699,400円
高崎市	補助金	2,418,000円

着工前

完成



困難地整備支援

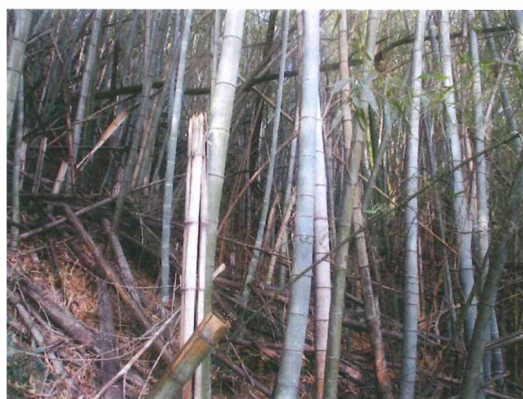
鳥獣害対策を目的とした、野生鳥獣の住処や隠れ場となっていた竹林の全伐を実施により、安心・安全な生活環境が確保できた。

【取組事例②】

令和3年度	事業実施主体	後閑の未来を考える会
荒廃した里山・平地林の整備	整備面積	0,1ha
【整備】	事業費	112,782円
安中市	補助金	100,000円

着工前

完成



整備

地域住民による竹林整備の整備より、後閑城址公園周辺の景観が改善された。

【取組事例③】

令和元年度 荒廃した里山・平地林の整備 【管理】	事業実施主体	南下自治会
	整備面積	0.34ha
	事業費	38,169円
	補助金	34,000円
吉岡町		

着工前

完成



管理

地域の自治会による刈り払いにより、憩いの場として活用される森林の景観を維持することができた。

【取組事例④】

令和2年度 荒廃した里山・平地林の整備 【機器の購入】	事業実施主体	みなかみ町
	導入台数	粉砕機1台
	事業費	3,234,000円
	補助金	2,425,000円
みなかみ町		

購入機器

使用状況



機器の購入

本事業に取り組む地域住民等に貸与するため、町の粉砕機の購入を支援した。購入した粉砕機の導入により、効率的な整備を図ることができた。

【取組事例⑤】

令和3年度 貴重な自然環境の保護・保全 〔活動支援〕	事業実施主体	小平さくら草の会
	対象希少種	カッコソウ
	事業費	251,140円
みどり市	補助金	250,000円

活動状況

活動状況



貴重な自然環境の保護・保全

自生地への刈り払いや獣害対策として防護柵を設置等の整備により、カッコソウの生育環境の保全が図られた。

【取組事例⑥】

令和3年度 森林環境教育・普及啓発 〔普及啓発〕	事業実施主体	桐生自然観察の森
	参加人数	45人
	事業費	88,963円
桐生市	補助金	88,000円

活動状況

活動状況



森林環境教育・普及啓発

地域住民を対象とした、自然観察会を実施し森林の機能や重要性について普及啓発を図ることができた。

【取組事例⑦】

令和元年度 森林の公有林化 [水源地域森林の公有林化]	事業実施主体	川場村
	購入面積	12.9ha
川場村	事業費	20,000,000円
	補助金	10,000,000円

状況



状況



水源林公有林化

公有林化により村による管理を実施し、利根川上流域の水源の機能向上に努めた。

【取組事例⑧】

令和2年度 独自提案事業	事業実施主体	邑楽町
	実施面積	-
邑楽町	事業費	968,000円
	補助金	484,000円

実施状況



実施状況



独自提案事業

クビアカツヤカミキリによる被害木に対して、薬剤の樹幹注入を実施し、被害対策を図ることができた。

(3) 成果

令和元年度から令和3年度までの3年間で県内全市町村において 1,102 事業の取り組みが行われました。

① 荒廃した里山・平地林の整備

森林や竹林の整備が実施され、野生獣の出没抑制、生活道路や通学路の見通しの確保など、地域住民の安全・安心な生活環境の改善が図られました。

② 貴重な自然環境の保護・保全

貴重な動植物の生育環境を保護・保全するため 18 箇所の刈り払いや伐採等の整備を進めました。

③ 森林環境教育・普及啓発

多くの県民に森林の大切さや役割を伝え、森林環境に対する意識の向上を図るため、児童・生徒を中心に森林環境教育を実施し、3年間で 24,622 人が参加しました。

④ 森林の公有林化

公的管理することで、水源かん養機能の持続的な発揮が期待される森林を購入し、公有林化することで森林の保護、地域住民の生活環境の向上を図ることができました。

⑤ 独自提案事業

既存のメニューでは対応できない地域特有の課題に対応し、安全・安心な生活環境の保全やクビアカツヤカミキリ被害対策などを図りました。

4. 制度運営

(1) 制度運営の実績・計画

事業項目ごとの事業費の推移は、以下のとおりです。

表 13-1 第Ⅰ期 制度運営の実績(年度別)

[単位:千円]

年度 項目	H26	H27	H28	H29	H30	合計
普及啓発	2,659	998	1,227	775	1,696	7,355
評価検証	1,071	1,500	1,721	2,363	1,622	8,277
制度導入	33,578	-	-	-	-	33,578
計	37,308	2,499	2,948	3,138	3,318	49,211

表 13-2 第Ⅱ期 制度運営の実績(年度別)

[単位:千円]

年度 項目	R1	R2	R3	R4	R5	合計
普及啓発	4,580	916	534	-	-	6,030
評価検証	1,930	2,072	2,325	-	-	6,327
計	6,510	2,989	2,859	-	-	12,357

(2) 普及啓発

ぐんま緑の県民税への理解を深めるため、税のしくみ、森林の役割や大切さの普及啓発活動を実施しました。

①パンフレット等による普及啓発

第Ⅱ期(R1～R3まで)

- ・ 第Ⅱ期パンフレットの作成(15,000部)
- ・ 第Ⅱ期チラシの作成(10,000部)
- ・ 普及啓発用チラシの作成(80,000部)
- ・ 普及啓発用のぼり旗の作成(390枚)
- ・ 普及啓発用横断幕の作成(8枚)
- ・ 普及啓発用ボールペンの作成(700本)
- ・ 普及啓発用トートバックの作成(700枚)



②イベントを活用した普及啓発

- ・ 県庁県民センターでの展示
- ・ 市町村提案型事業中のPR活動
- ・ 「ぐんまフェア」出展によるPR活動



「ぐんまフェア」への出展

③広報媒体を利用した普及啓発

- ・ 県ホームページへの掲載
- ・ 市町村広報紙への掲載

みんなの森をみんなで守ろう ぐんま緑の県民税



群馬県は、県土の3分の2を森林が占めています。豊かな水を育み、また災害を防止するなど、私たちの暮らしを支え、多くの恵みをもたらす森林は、県民共有の財産です。県では、この大切な森林を守り、育て、次世代に引き継いでいくため、「ぐんま緑の県民税（通称）」により、様々な施策に取り組んでいます。引き続き、皆様の御理解・御協力をお願いします。

作業前

作業後

●税の使い道など森林保全に関すること 群馬県環境森林部森林保全課 Tel: 027-226-3278
 ●税の仕組みに関すること 群馬県総務部税務課 Tel: 027-226-2196

市町村広報紙への掲載

(3) 評価検証

1) ぐんま緑の県民税評価検証委員会

納税者である県民や学識経験者等により構成される「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」を設置し、事業内容の意見聴取を実施し、事業の適性の確認と透明性の確保を図りました。

表 14-1 第 I 期 評価検証委員会開催の実績(年度別) [単位:回]

項目		年度					合計
		H26	H27	H28	H29	H30	
評価検証委員会	開催回数	3	3	2	3	6	17

表 14-2 第 II 期 評価検証委員会開催の実績(年度別) [単位:回]

項目		年度					合計
		R1	R2	R3	R4	R5	
評価検証委員会	開催回数	4	4	4	-	-	12

2) 調査分析

水源地域等の森林整備事業地等を対象に、間伐の実施による事業効果の調査を、県内 27 箇所を設定した対象地において実施しました。



調査地の概要



間伐後の林内

主な調査内容



照度測定



UAVによる森林計測



植生調査



毎木調査(枝張り測定)

(4) 事務手数料

市町村において、納税通知書にぐんま緑の県民税の第Ⅱ期継続に係るチラシを同封することに伴い増加する郵便料金・封入費用の実費相当額を負担しました。

(5) 成果

1) 普及啓発

ぐんま緑の県民税を広く普及啓発し、ぐんま緑の県民税の趣旨や事業内容などの理解を促進するためパンフレットやチラシの作成、各種メディア媒体を活用した広報活動の実施、市町村提案型事業実施時のPRを実施しました。

2) 評価検証(評価検証委員会の運営)

評価検証委員会を開催し、事業内容についての意見聴取などを行うとともに、議事の内容や審議結果を公表し、制度運営の透明性の確保を図りました。

3) 評価検証(調査分析)

間伐後の林内の光環境は、間伐前よりも改善傾向にあり、草本層の植被率が増加しました。下層植生が定着し成長したこと等により、土壌保全機能等の森林の公益的機能が改善しつつあると考えられます。

5. 費用便益の分析

水源地域等の森林整備について、費用便益分析を実施しました。

森林の持つ公益的機能の多様性、超長期性等から、その評価や評価の基礎となる将来の社会・経済状況の予測は極めて困難な面がありますが、可能な限り事業特性に応じた適切な手法を選択し、評価しました。

事業を実施した場合の効果については、事業の特性を踏まえて貨幣化し、現在価値化を行い、便益として計測し、事業に要した費用との比により算定しました。

なお、分析に当たっては、「林野公共事業における事前評価マニュアル」の手法により、洪水防止便益、水質浄化便益、流域貯水便益、土砂流出防止便益、二酸化炭素吸収・固定便益について評価しました。

表 15 水源地域等の森林整備事業 費用効果便益比

[単位:百万円]

区分	評価方法	評価額
洪水の緩和機能	森林が整備された状態と整備されない状態の降雨の流出量を比較し、その差を治水ダムで機能代替させる場合のコストを評価	1,693
水資源の貯留機能	森林が整備された状態と整備されない状態の土壤内に浸透する降水の量を比較し、その差を治水ダムで機能代替させる場合のコストを評価	484
水質の浄化機能	森林が整備された状態と整備されない状態の土壤内に浸透し貯留される降水の量を比較し、その差を水道代金で代替させる場合のコストを評価	1,771
土砂流出・崩壊の防止機能	森林が整備された状態と整備されない状態の土砂流出量を比較し、この土砂量を保全するために必要となる砂防ダムの建設コストを評価	1,807
二酸化炭素の固定機能	当該森林に蓄えられる炭素量を樹木固定分、森林土壌蓄積分のそれぞれを推計して評価	734
評価額(B)		6,489
費用(C)		1,937
費用効果便益比(B/C)		3.35

※評価年 令和4年度 デフレーター適用

※評価期間 50年間

※社会的割引率 4%

※費用(C)については、令和元年度から令和3年度までの実績(見込み)及び今後想定される維持管理費を計上した。なお、評価年度である令和4年度を基準として社会的割引率(年4%)及びデフレーターで補正した金額を現在価値として計上した。

第4 社会情勢の変化と現状の課題

ぐんま緑の県民税については、導入から9年が経過しますが、森林を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。今後のぐんま緑の県民税のあり方については、これらの状況の変化や現状の課題を踏まえて対応していく必要があります。

1. 森林に求められる機能の多様化

登山や散策、キャンプ等の野外活動、森林セラピー、森林浴等の健康増進、自然体験等の森林環境教育などによる多様な森林空間の活用が注目されています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、テレワークなどが急速に進みサテライトオフィスやワーケーションでの森林空間の活用が広がりを見せています。



森林環境教育の様子



森林浴の様子

2. ぐんま5つのゼロ宣言

2050年までに、災害に強く、持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させるため、令和元年12月、『ぐんま5つのゼロ宣言』をしました。

「自然災害による死者「ゼロ」」、「温室効果ガス排出量「ゼロ」」及び「災害時の停電「ゼロ」」を実現するため森林整備を進め、土砂流出防止や二酸化炭素吸収など森林の持つ公益的機能の維持・増進を図り、防災・減災対策及び持続可能な社会の構築を図ります。



災害時の停電を未然に防止するため被害発生の危険性が高い箇所の事前伐採

3. 集中豪雨と災害リスクの増加

近年は令和元年東日本台風(台風 19 号)や令和2年7月豪雨など局地的な集中豪雨が頻発し、整備の遅れた森林の増加と相まって、洪水や土砂災害が発生する危険性が高まっています。

また、令和元年房総半島台風(台風 15 号)では大規模な倒木被害が発生しましたが、このように台風等の影響による倒木の発生により、送電線や道路といった、ライフライン施設が被害を受け、通行止めや停電が長期かつ広範囲にわたり発生するなど、県民の安心・安全な生活に影響を及ぼす懸念があります。そのため、ライフライン施設周辺の森林の整備状況を把握し、台風等による被害発生危険性が高い森林については、事前伐採等の整備が急務となっています。



崩落した竹林



台風による倒木被災状況

4. 野生動物の生息域の拡大

ニホンジカやイノシシなどの野生動物は、近年急速に数を増やし、生息域を広げています。竹林や里山・平地林の密生化が進み、野生動物のすみかとなっていることもあげられます。近年は平野部にも出没し、人的被害も発生しています。

また野生動物による森林被害については、被害を受けたことによる経済的損失を与え、森林所有者の経営意欲の低下により、森林管理の放棄にもつながりかねず、森林の持つ公益的機能への影響が懸念されます。



密生し野生動物のすみかとなっている竹林



シカの角研ぎを受けた植栽木

5. 山村の人口減少

昭和 55 年以降の木材価格低迷や都市化の進行などによる農林業の衰退により、山村から都市部への人口流出が進みました。これにより、山村の過疎化、高齢化が進み、集落としての機能が低下しています。そのため、地域で竹林・里山の手入れを進めようとしても、人手が足りず、高齢で作業ができないなどの事態が発生しています。



手入れが行き届かない
人家裏の森林



放置されヤブになった竹林

6. 所有者不明、境界不明の森林の増加

山村から都市部への人口流出は、不在村地主の増加、所有者不明森林の増加を招き、間伐などの森林整備を行おうとしても、所有者や境界が不明などの事情により、整備ができない事例が増えてきています。このような状況は、森林の持つ公益的機能のさらなる低下を招きかねません。

このことから、国では、森林経営管理制度を導入し、市町村が主体となって、森林経営意欲の低い所有者の森林、所有者不明の森林を集約化し、森林所有者に変わって適切に管理・経営する仕組みを整えました。

今後は、この制度により、所有者不明森林等の整備が推進されていくことが期待されています。

第5 県民アンケート調査について

1. 調査の目的

ぐんま緑の県民税は、令和5年度でⅡ期の5年が終了することから、令和6年度以降の制度のあり方について検討を行う必要があります。検討に際し、ぐんま緑の県民税に対する県民の意識を把握し、検討の資料とするため、県民アンケート調査を次のとおり実施しました。

2. 調査の内容

- ・ 調査対象 県内在住の満 18 歳以上の男女 2,200 人
- ・ 抽出方法 選挙人名簿から無作為抽出
- ・ 調査方法 調査票を郵送
- ・ 調査時期 令和4年7月～8月
- ・ 有効回答数 908 件(回収率 41.3%)
- ・ 調査依頼 調査の前提として、「平成26年度から「ぐんま緑の県民税」を導入し、納税者の方から年額 700 円を納めていただき、財源をぐんま緑の県民基金に積み立て、奥山の森林の整備や地域住民のボランティア団体等が行う、里山・竹林の整備等に活用させていただいている」こと、「令和6年度からは、国の森林環境税が施行され、両税の目的・役割を踏まえ、協力しながら、双方の取組により、県内の森林整備がさらに進んでいくよう努める」ことを説明。

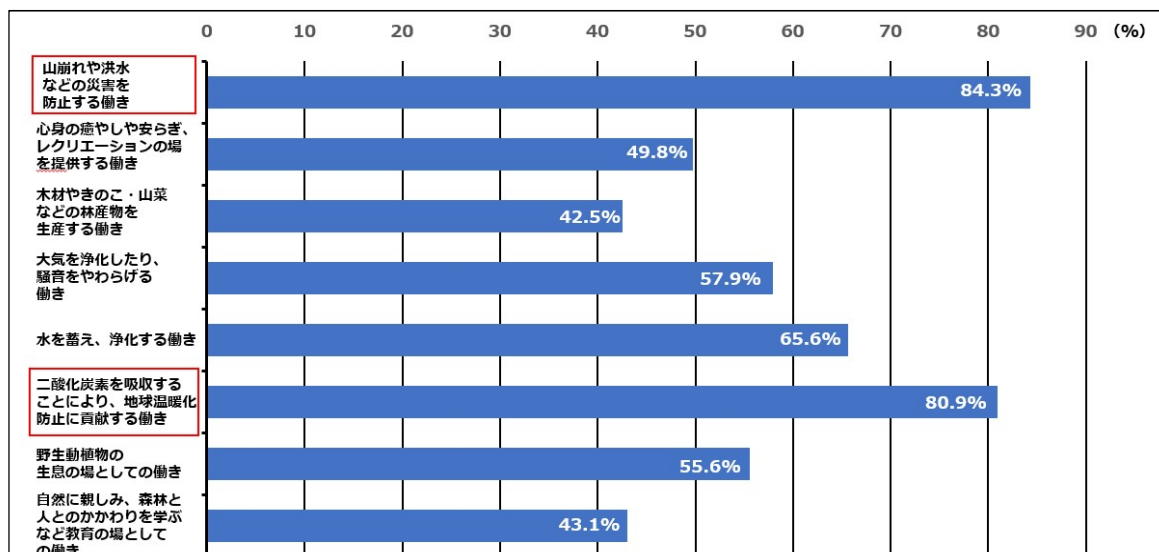
3. 調査結果

(1) 期待する森林の働きについて

山崩れや洪水などの災害防止機能、地球温暖化防止機能については 8 割以上の回答者から期待されている結果となりました。

また、これ以外にも水源涵養機能へ期待するとの回答が多い結果となりました。全項目に対し4割以上の回答者から、期待するとの回答がありました。

図8 森林に期待する役割について



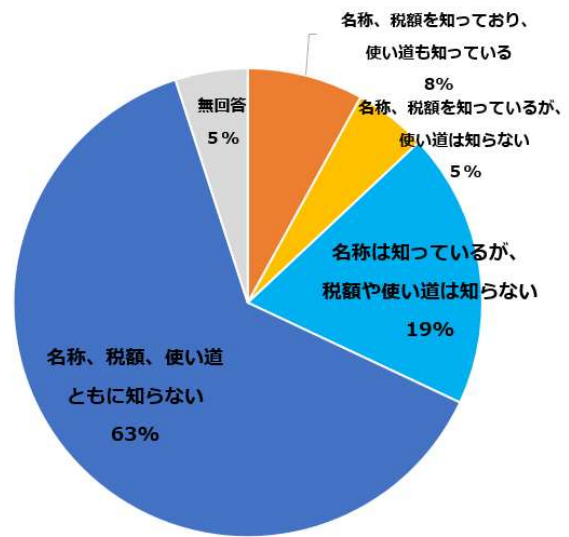
(2) 「ぐんま緑の県民税」の認知度について

回答者の約3割は名称を知っているものの、用途を理解しているのは1割に満たない結果となりました。

また名称、税額、使い道ともに知らないとの回答は約6割でした。

年代別に見ると、高年齢層の認知度が高く、若年層ほど低い結果となりました。

図9 「ぐんま緑の県民税」の認知度について



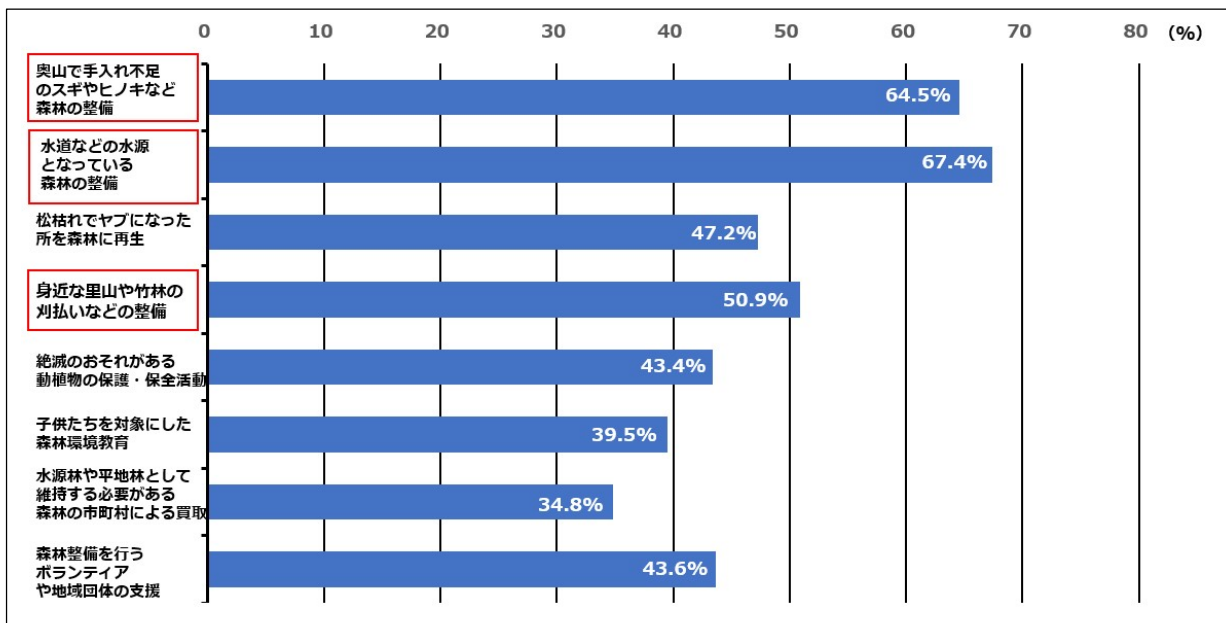
(3) 「ぐんま緑の県民税」を活用した取組について

奥山で手入れ不足の杉やヒノキなどの森林整備や水源林の整備については、6割以上の回答者が大切な取組であると考えていることがわかりました。

次いで、身近な里山や竹林の刈払いなどの整備、松枯れでヤブになった森林の整備が、高い結果となりました。

また、全項目に対し3割以上の回答者が大切な取り組みであると考えている結果となりました。

図10 「ぐんま緑の県民税」を活用した取組について



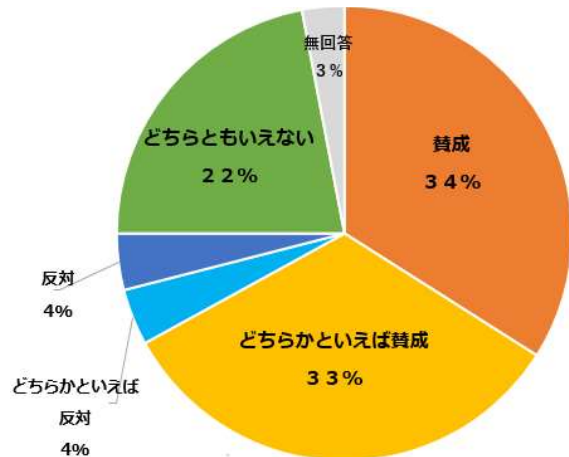
(4) 「ぐんま緑の県民税」の継続について

回答者の3分の2が賛成意見という結果になりました。一方、反対意見は1割未満と少ない結果となりました。

また、性別・年代別・地域別による集計において、特に大きな差は見られませんでした。

前回実施したアンケートでは、賛成、またはどちらかといえば賛成と回答した回答者が64%だったのに対し、今回は67%とわずかに増加しました。

図 11 「ぐんま緑の県民税」の継続について

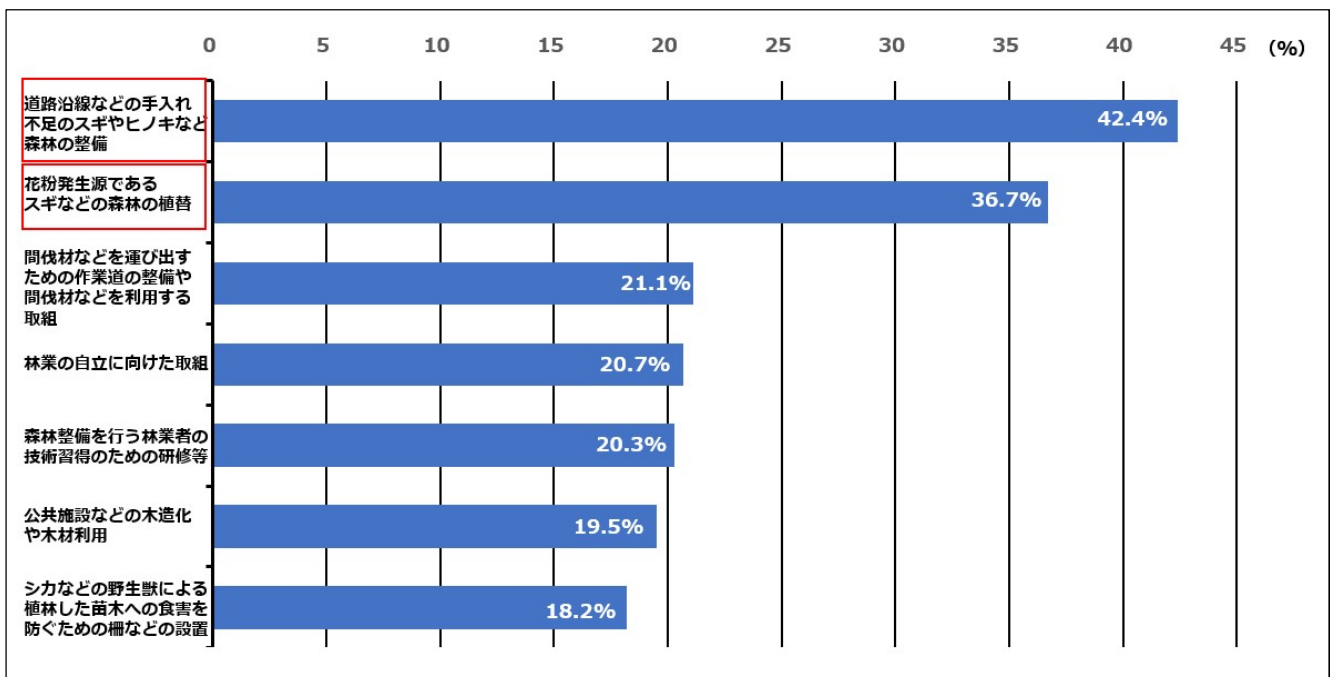


(5) 「ぐんま緑の県民税」を継続した場合の取組について

道路沿線などの手入れ不足森林の整備、花粉発生源であるスギの植替えに対する期待が高いことがわかりました。

その他の意見では、森林環境教育の促進や林業従事者を増やす取組など様々な意見がありました。

図 12 「ぐんま緑の県民税」を継続した場合の取組について(上位7項目)



第6 ぐんま緑の県民税の継続

1. 背景

県土面積の3分の2を占める森林は、水源涵養や土砂流出防止、地球温暖化防止などの公益的機能を有し、全ての県民に様々な恩恵を与えてくれる「県民共有の財産」です。

木材価格の低迷が続き、林業の担い手が不足する中、山村の高齢化、所有者不明森林の増加などにより、経営が行われず放置された荒廃森林が増えています。

近年、気候変動の影響等により災害が激甚化・頻発化し、令和元年東日本台風(台風第19号)や令和2年7月豪雨など、毎年のように大規模災害が多発しているほか、荒廃した里山・平地林、竹林の増加による野生鳥獣による農作物被害の区域拡大など、課題も多く発生しています。

群馬県では、県民共有の財産であり、私たちの生活に様々な恵みをもたらしてくれる豊かな森林を、県民の皆様と協力してしっかり守り、育てていくため平成26年4月に「ぐんま緑の県民税」を導入し、5年をⅠ期として、現在第Ⅱ期の4年目となりました。その間、様々な施策に取り組んできました。

経営が成り立たず放置されている森林については、これまで、「ぐんま緑の県民基金事業」で整備を進めてきたところですが、整備すべき森林の目標面積10,000haに対して、第Ⅰ期、第Ⅱ期合わせて約6,500haの整備を実施する見込みであり、全体の約3分の1が未整備となっています。

また、「ぐんま緑の県民基金事業」の市町村提案型事業は県内全35市町村で取組が行われ、里山・平地林の整備等は地域に定着し、森林環境教育も平野部を中心に盛んに実施されるなど、地域の課題解決に貢献しており、市町村や関係団体からは継続を要望する意見が出されています。

「ぐんま緑の県民税」については、令和5年度に最終年度を迎えることから、令和6年度以降の制度のあり方を検討してきました。

前述のぐんま緑の県民税に関する県民アンケートの結果でも、継続に賛成という意見は3分の2を占め、現行制度の税額、使途について、おおむね理解をいただいていると考えています。

さらに、山崩れや洪水などの災害を防止する働きや二酸化炭素を吸収することにより地球温暖化を防止する働きなど、森林の適正な整備・保全に対する県民の関心や期待は一層高まっています。

また、群馬県森林審議会やぐんま緑の県民税評価検証委員会、市町村や関係団体から意見聴取をおこないました。

群馬県では、これらの検討や意見を踏まえ、大切な森林を守り、育て、次世代へ引き継いでいくため、令和6年度以降も「ぐんま緑の県民税」制度を継続していくことが必要と考えています。

2. 目指すべき目標

県全体の取組として、新・群馬総合計画において「災害レジリエンス NO.1」の実現を計画の柱の一つとしています。

この実現に向け群馬県では、令和3年度から令和12年度までの10年間の森林・林業施策に関する基本的な指針となる「群馬県森林・林業基本計画 2021-2030」の中で、「森林の強靱化」を基本方針の一つとしました。

また、水源涵養や土砂流出の防止、二酸化炭素吸収など森林の持つ公益的機能の維持・増進を図り、災害に強く持続可能な社会を構築することにより、「自然災害による死者「ゼロ」や「温室効果ガス排出量「ゼロ」など、全国に先駆けて行った、2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ宣言』の実現を目指しています。

ぐんま緑の県民税は、県民共有の財産である豊かな森林環境を適切に整備することにより、広く県民が利益を受けることから、みんなで負担するという考え方に基づいています。

この計画及び宣言を踏まえ、県民共有の財産である豊かな森林環境を適切に整備・保全していくため、また、山地災害の増加など森林を取り巻く課題に対応するため、引き続き次の目標に向かって対策を進めます。

◆豊かな水を育み、災害に強い森林づくり

◆里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造



適切に手入れがされた森林



里山・平地林の整備

3. 目指すべき目標を実現するための計画

前項に示した目指すべき目標を実現するためには、引き続き第Ⅱ期と同じく水源地域等の森林整備、ボランティア活動や森林環境教育の推進、里山・平地林や竹林の整備などの取組を積極的に進める必要があると考えています。

(1) 水源地域等の森林整備

1) 1年間の計画額 **【年5.9億円程度】**

2) 事業の内容

事業名	目的・効果	事業内容
条件不利地森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の持つ公益的機能を維持・増進 ・災害に強い森林づくり ・針広混交林化や広葉樹林化などにも取り組み、管理コストの低い森林をつくる 	地理的、地形的な条件により林業経営が成り立たず放置されている条件不利な森林(人工林) や災害が発生する可能性がある人家裏等の急傾斜地の森林を整備。(間伐、針広混交林化、広葉樹林化など) 【事業量:600 ha/年】
水源林機能増進	<ul style="list-style-type: none"> ・水源林の水源涵養機能を維持・増進 ・飲用水の安定的な確保 	簡易水道等の上流に位置する森林を整備し、水源涵養機能などの増進を図る。 【事業量:80 ha/年】
松くい虫等被害地の再生	<ul style="list-style-type: none"> ・公益的機能の向上と、生態系の回復を図る 	松くい虫被害を受け、ヤブになった森林や雪害などの気象災害にあった森林をコナラやスギなどの森林に再生 【事業量: 植栽面積 20 ha/年】

3) 事業説明

① 条件不利地森林整備

立地等の条件が不利であることにより、林業経営が成り立たず放置されている人工林や災害が発生する可能性がある人家裏等の急傾斜地の森林を整備し、水源涵養や県土保全等森林の公益的機能の維持増進を図ります。

事業の実施にあたっては、緊急に整備が必要な、優先度の高い未整備森林から整備を行います。

② 水源林機能増進事業

簡易水道等の取水口の上流に位置する森林を整備し、水源かん養等、森林の公益的機能の維持増進を図ります。

条件不利地森林整備と同じく、事業の実施にあたっては、緊急に整備が必要な、優先度の高い未整備森林の整備を行うものとします。

③ 松くい虫等被害地の再生事業

松くい虫の被害を受け、ヤブになった森林や雪害などの気象災害にあい、公益的機能が低下した森林において、森林を再生し、公益的機能の回復を図ります。

(2) 森林ボランティア活動・森林環境教育の推進

1) 1年間の計画額 **【年0.1億円程度】**

2) 事業の内容

事業名	目的・効果	事業内容
森林ボランティア活動・ 森林環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・森林ボランティアの一体的な支援・県民の森林ボランティアへの参加促進・森林環境教育の推進により、県民の森林への理解促進	<ul style="list-style-type: none">・森林ボランティア情報の収集と提供、指導や資機材の貸出など、一体的なサポートを行うボランティアセンターの運営・森林環境教育を推進するため、専門知識を有した指導者の養成・育成・森林の重要性などの普及啓発 【事業量:森林ボランティア新規人数 100 人/年 森林環境教育参加者数 600 人増/年】

3) 事業説明

① 森林ボランティア活動の推進

「森林ボランティア支援センター」を運営し、専用ホームページや情報誌等による情報の発信や刈払機の取扱いなどの安全指導、森林整備作業器具の貸出し、森林ボランティア体験会の開催など、森林ボランティア活動への総合的なサポートを実施します。

② 森林環境教育の推進

「緑のインタープリター」の養成や、資質向上を図るための研修の実施、小中学生を対象にしたフォレストリースクールや市町村提案型事業(森林環境教育)、緑の少年団育成事業、県民を対象にした自然観察会への指導者派遣などを通じて森林環境教育を推進します。

(3) 市町村提案型事業

1) 1年間の計画額

【年2.4億円程度】

2) 事業の内容

事業名	目的・効果	事業内容
市町村提案型事業	地域の実情に合わせた、きめ細かな取組の実施 【事業内容】 ・荒廃した里山・平地林の整備 ・貴重な自然環境の保護・保全 ・森林環境教育・普及啓発 ・森林の公有林化 ・独自提案事業	・市町村と地域住民やNPO・ボランティア団体等との協働による地域に根ざした整備を支援 【事業量:370 事業/年】

3) 事業説明

① 荒廃した里山・平地林の整備

市町村と地域住民や NPO・ボランティア団体等の協働による地域に根ざした森林整備を支援します。

② 貴重な自然環境の保護・保全

市町村または市町村と地域住民が行う、県動植物レッドリストで野生絶滅種及び絶滅危惧種Ⅰ、Ⅱ類に指定されている種(約650種)が生息している地域の保護・保全活動を支援します。

③ 森林環境教育・普及啓発

児童生徒や県民を対象として、森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学ぶための森林環境教育及び森林体験活動を支援します。

森林の機能や重要性について普及啓発する取組を支援します。

④ 森林の公有林化

水源地域の森林や平地林の購入(公有林化)、または平地林を造成しようとする市町村を支援します。

⑤ 独自提案事業

ぐんま緑の県民税の趣旨・目的に適合し、適切な事業であると認められ、評価検証委員会の意見聴取を受けた事業を支援します。

(4) 制度運営

1) 1年間の計画額 **【年0.1億円程度】**

2) 事業の内容

事業名	目的・効果	事業内容
制度運営	・普及啓発 ・事業の透明性の確保	・事業の意見聴取を行う第三者機関(評価 検証委員会)の運営 ・制度の普及啓発 など

3) 事業説明

① 普及啓発

森林づくりに係る関心を高め、意識の醸成を図るため、森林・林業の役割や重要性のほか、ぐんま緑の県民税の趣旨や取組等について、県民の皆様に対して多様な手法で周知を図ります。

ポスター・パンフレット・広報媒体・イベントを活用した普及啓発
森林整備等を行う際、のぼり旗や事業地看板の設置 等

② 事業の透明性の確保

納税者である県民や学識経験者等により構成される評価検証委員会では、事業内容の意見聴取を通じて、事業の透明性の確保を図ります。

(5) 必要額

上記に示した目指すべき目標を実現するための計画額の合計は次のとおりです。

事業の実施に必要な額

【年間8.5億円】

第7 今後の「ぐんま緑の県民税」のあり方

1. 税率

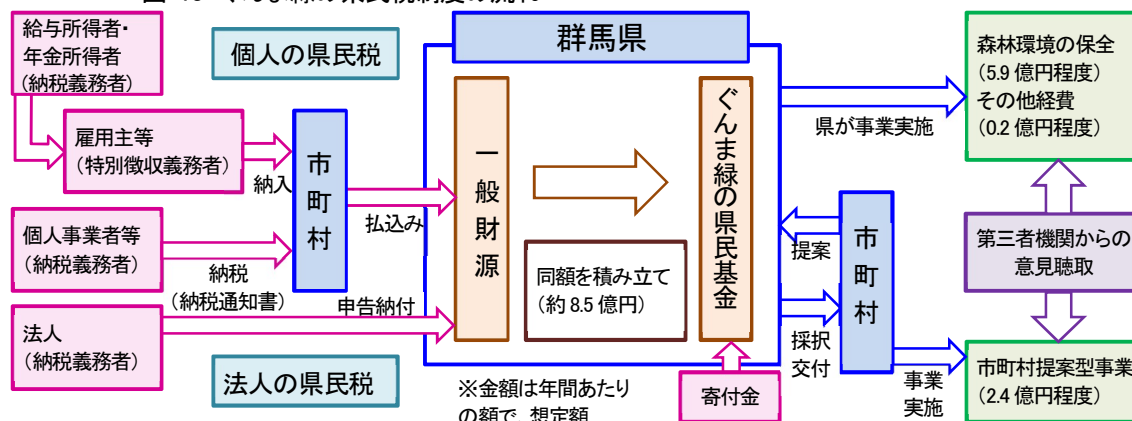
森林環境を保全するために必要な額は、前項第6のとおり年間8.5億円になります。
この額を確保するためには、現行制度と同じ税率、期間が必要です。

- 年間の納税額 個人:700円/年
法人:資本金等の額に応じ1,400円～56,000円/年
- 課税期間 5年間とします。

2. 課税方式

本県の森林は、県民共通の大切な財産であり、そこから得られる恩恵は全ての県民が広く享受していることから、引き続き県民や企業の皆さんに広く公平に負担いただく県民税均等割超過課税方式で行いたいと考えています。

図13 ぐんま緑の県民税制度の流れ



3. 事業の透明性の確保

事業の透明性を確保するため、継続して「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」を設置し、事業の意見聴取を行います。

4. 国の「森林環境譲与税」との関係

森林環境譲与税は経営管理制度の運用の主要財源と国は位置付けており、令和6年度から導入される森林環境税に先立ち、令和元年度から先行して譲与を開始したものです。(資料5参照)

そのため、森林環境譲与税は、森林経営管理制度の推進に活用し、経営管理が行われていない森林を市町村が森林所有者から委託を受け集約し、意欲と能力のある林業経営者に再委託することで、整備を進め、経営林化を進めることが望ましいと考えています。

一方、ぐんま緑の県民税は、「豊かな水を育み、災害に強い森林づくり」及び「里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造」を目標としており、今までどおり奥山などの条件不利森林の整備や里山・平地林の整備に取り組んでいきます。

森林環境税とぐんま緑の県民税は、両税の目的・役割を踏まえ、協力しながら、双方の取組により、県内の森林整備がさらに進んでいくよう努めていきます。(資料6参照)

資 料 集

資料 1	「ぐんま緑の県民税」の継続要望 一覧.....	47
資料 2	ぐんま緑の県民税評価検証委員会	48
資料 3	関連条例.....	58
資料 4	各県独自の森林環境保全に係る税の導入状況.....	61
資料 5	「森林環境譲与税」と「新たな森林経営管理制度」.....	62
資料 6	群馬県におけるぐんま緑の県民税(第Ⅲ期)と 森林環境譲与税の活用イメージ	65

「ぐんま緑の県民税」の継続要望 一覧

資料1

	要望日	要望者	要望先
1	令和3年7月15日	吾妻郡町村会	群馬県知事
2	令和3年11月9日	利根沼田市町村長	群馬県知事
3	令和4年7月22日	群馬県町村会	群馬県知事
4	令和4年9月5日	群馬県町村会	群馬県議会議長
5	令和4年11月24日	群馬県町村議会議長会	群馬県知事

「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」は、事業内容の意見聴取を行うために設置された第三者機関です。大学教授等の学識経験者、森林の現状をよく知る森林所有者のほか、市町村、労働者団体、消費者団体、経済団体からの推薦により決定した委員で構成されています。

ぐんま緑の県民税評価検証委員会開催状況（第Ⅰ期）

年度	回	開催日時	場所	内容
H26	第1回	H26.6.23 10:00～12:00	県庁 29 階 第一特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・H26 年度市町村提案型事業について ・H26 年度市町村提案型事業の採択について(独自提案事業)
	第2回	H26.11.10 13:30～15:30	県庁 7 階 審議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の進捗状況について ・市町村提案型事業第 2 次募集について
	追加協議	H26.11.12	書面協議	<ul style="list-style-type: none"> ・補助区分の追加について
	第3回	H27.3.17 9:30～12:00	県庁 29 階 第一特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・H26 年度実施見込及び H27 年度計画について ・H27 年度市町村提案型事業について
	追加協議	H27.4.10	書面協議	<ul style="list-style-type: none"> ・補助区分の追加について
H27	第1回	H27.8.17 9:30～12:00	県庁 29 階 第一特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・H26 年度事業実績について ・効果検証のための調査経過 ・H27 年度市町村提案型事業第 2 次募集について
	第2回	H27.12.14 14:00～15:30	県庁 7 階 審議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・H26 年度事業実施報告書について ・H27 年度事業の進捗状況について ・市町村提案型事業の評価方法について
	第3回	H28.3.18 10:00～11:30	県庁 7 階 審議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・H27 年度事業について ・H28 年度市町村提案型事業について ・市町村提案型事業の評価方法について
H28	第1回	H28.9.5 10:00～12:00	県庁 29 階 第一特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・H27 年度事業実績及び H28 年度事業経過報告 ・H27 年度事業実施報告書について
	第2回	H29.3.21 10:00～12:00	県庁 7 階 審議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・H28 年度事業について ・H29 年度市町村提案型事業について ・市町村提案型事業の評価について

年度	回	開催日時	場所	内容
H29	第1回	H29.5.18 13:30～15:00	県庁 7 階 審議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・H28 年度事業実績及び H29 年度事業経過報告 ・H28 年度事業実施報告書について
	第2回	H29.8.29 10:00～11:40	県庁 7 階 審議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・H29 年度事業について ・事業効果検証(3 年間の総括)について ・市町村提案型事業の評価について
	第3回	H30.3.19 10:00～11:30	県庁 28 階 281-B 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・H29 年度事業の実施状況について ・H30 年度市町村提案型事業について ・事業効果検証について ・国の森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)について ・県民アンケートについて
H30	第1回	H30.5.22 13:30～15:00	県庁 7 階 審議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・H29 年度事業実績及び H30 年度事業経過報告 ・県民アンケートについて ・H29 年度事業実施報告書について
	第2回	H30.6.14 13:30～15:30	県庁 29 階 第一特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・森林環境譲与税(仮称)と森林経営管理制度の概要について ・5 年間の目標と実績見込について ・現行制度への要望状況について ・今後のあり方について(案)
	第3回	H30.6.21	書面協議	<ul style="list-style-type: none"> ・ぐんま緑の県民税継続に関する意見書(案)について
	第4回	H30.7.18 13:30～15:00	県庁 7 階 審議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第Ⅱ期に向けた見直しについて(案) ・ぐんま緑の県民税 今後のあり方(素案)について
	第5回	H30.10.1	書面協議	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村提案型事業第 2 次募集について
	第6回	H31.3.20 14:00～15:50	県庁 29 階 第一特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・H30 年度事業の実施状況について ・事業効果検証について ・H29 年度事業実施報告書について ・第Ⅱ期における見直し内容について ・H31 年度市町村提案型事業について ・市町村提案型事業の評価について

ぐんま緑の県民税評価検証委員会開催状況（第Ⅱ期）

年度	回	開催日時	場所	内容
R1	第1回	R1.6.19 13:00～15:45	県庁7階 審議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・H30年度事業実績について ・市町村提案型事業の評価について(H28開始事業H30評価) ・市町村提案型事業追加採択について ・林業試験場による調査・研究について
	第2回	R1.8.23	書面協議	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村提案型事業追加採択について
	第3回	R1.11.5 10:10～11:45	桐生合同庁舎 2階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・H30年度実施報告書について ・市町村提案型事業追加採択について ・市町村提案型事業の評価について ・第Ⅰ期事業実施報告書(案)について ・現地視察について
	第4回	R2.3.19	書面協議	<ul style="list-style-type: none"> ・R1年度事業の実施状況について ・市町村提案型事業の評価について(H29開始事業R1評価) ・R2年度市町村提案型事業について
R2	第1回	R2.7.13 14:05～16:20	県庁29階 第1特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・R元年度事業実績について ・市町村提案型事業の評価について(H30開始事業R2評価) ・市町村提案型事業追加採択について ・林業試験場による調査・研究について ・県外調査報告について
	第2回	R2.9.10	書面協議	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村提案型事業追加採択について
	第3回	R2.11.10 14:00～15:50	県庁7階 審議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・R元年度実施報告書について ・市町村提案型事業の評価について(H30開始事業R2評価) ・市町村提案型事業追加採択について ・災害を未然に防ぐための樹木の事前伐採について ・次期群馬県森林・林業基本計画を踏まえたぐんま緑の県民税の今後の方向性について
	第4回	R3.3.22 13:58～15:50	県庁29階 第1特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度事業の実施状況について ・R3年度市町村提案型事業について
R3	第1回	R3.8.3 14:00～16:30	県庁29階 第1特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・R2年度事業実績について ・市町村提案型事業の評価について(R1開始事業R3評価) ・市町村提案型事業追加採択について ・林業試験場による調査・研究について
	第2回	R3.10.13	書面報告	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村提案型事業追加採択について
	第3回	R3.12.24	書面報告	<ul style="list-style-type: none"> ・R2年度実施報告書について ・市町村提案型事業の評価について(R1開始事業R3評価)
	第4回	R4.3.16 14:00～16:00	県庁29階 第1特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度事業の実施状況について ・市町村提案型事業追加採択について ・林業試験場による調査・研究について

ぐんま緑の県民税評価検証委員会委員【平成25～26年度】

(五十音順 敬称略)

委員会役職	氏名	職業・役職等	区分	任期
委員	内山 はるの	森林所有者	森林・林業関係者	H25.7.30～ H27.3.31
委員	金井田 好勇	館林市副市長	平地林代表市町村	H25.7.30～ H27.3.31
委員	金子 裕昭	連合群馬事務局長	納税者 (労働団体)	H25.7.30～ H27.3.31
委員	鬼頭 春二	みなかみ町副町長	山地代表市町村	H27.2.19～ H27.3.31
委員	清野 紀美子	群馬県生活協同組合連合会 女性協議会会長	納税者 (消費者団体)	H25.7.30～ H26.7.22 委嘱替
委員	高橋 淳子	桐生大学短期大学部 生活科学科教授	学識経験者 (環境教育)	H25.7.30～ H27.3.31
委員	田村 辰夫	森林所有者	森林・林業関係者	H25.7.30～ H27.3.31
委員	西岡 喬	太田商工会議所副会頭	納税者 (経済団体)	H25.7.30～ H27.3.31
委員長	西野 寿章	高崎経済大学地域政策学部 観光政策学科教授	学識経験者 (森林環境保全)	H25.7.30～ H27.3.31
委員	萩原 重夫	片品村副村長	山地代表市町村	H26.5.19～ H27.2.19 委嘱替
委員	松本 勉枝	群馬県生活協同組合連合会 女性協議会会長	納税者 (消費者団体)	H26.7.22～ H27.3.31
委員長代理	宮地 由高	群馬 NPO 協議会相談役	学識経験者 (NPO・ボランティア活動)	H25.7.30～ H27.3.31

ぐんま緑の県民税評価検証委員会委員【平成27～28年度】

(五十音順 敬称略)

委員会役職	氏名	職業・役職等	区分	任期
委員	内山 はるの	森林所有者	森林・林業関係者	H27.4.1～ H29.3.31
委員	金井田 好勇	館林市副市長	平地林代表市町村	H27.4.1～ H28.4.22 委嘱替
委員	金子 裕昭	連合群馬事務局長	納税者 (労働団体)	H27.4.1～ H29.3.31
委員	鬼頭 春二	みなかみ町副町長	山地代表市町村	H27.4.1～ H29.3.31
委員	小山 定男	館林市副市長	平地林代表市町村	H28.4.22～ H29.3.31
委員	高橋 淳子	桐生大学短期大学部 生活科学科教授	学識経験者 (環境教育)	H27.4.1～ H29.3.31
委員	田村 辰夫	森林所有者	森林・林業関係者	H27.4.1～ H29.3.31
委員長	西岡 喬	太田商工会議所副会頭	納税者 (経済団体)	H27.4.1～ H29.3.31
委員	西野 寿章	高崎経済大学地域政策学部 観光政策学科教授	学識経験者 (森林環境保全)	H27.4.1～ H29.3.31
委員	松本 勉枝	群馬県生活協同組合連合会 女性協議会会長	納税者 (消費者団体)	H27.4.1～ H29.3.31
委員長代理	宮地 由高	群馬 NPO 協議会相談役	学識経験者 (NPO・ボランティア活動)	H27.4.1～ H29.3.31

ぐんま緑の県民税評価検証委員会委員【平成29～30年度】

(五十音順 敬称略)

委員会役職	氏名	職業・役職等	区分	任期
委員	飯塚 哲也	高山村副村長	山地代表市町村	H29.11.21～ H31.3.31
委員	市川 多恵子	森林所有者	森林・林業関係者	H29.4.1～ H31.3.31
委員	鬼頭 春二	みなかみ町副町長	山地代表市町村	H29.4.1～ H29.11.21 委嘱替
委員	小井土 登喜司	森林所有者	森林・林業関係者	H29.4.1～ H31.3.31
委員	小山 定男	館林市副市長	平地林代表市町村	H29.4.1～ H31.3.31
委員	高草木 悟	連合群馬事務局長	納税者 (労働団体)	H29.4.1～ H31.3.31
委員	高橋 淳子	桐生大学短期大学部 生活科学科教授	学識経験者 (環境教育)	H29.4.1～ H31.3.31
委員	西岡 喬	太田商工会議所副会頭	納税者 (経済団体)	H29.4.1～ H31.3.31
委員長	西野 寿章	高崎経済大学地域政策学部 観光政策学科教授	学識経験者 (森林環境保全)	H29.4.1～ H31.3.31
委員	松本 勉枝	群馬県生活協同組合連合会 女性協議会会長	納税者 (消費者団体)	H29.4.1～ H31.3.31
委員長代理	宮地 由高	群馬 NPO 協議会相談役	学識経験者 (NPO・ボランティア活動)	H29.4.1～ H31.3.31

ぐんま緑の県民税評価検証委員会委員【令和元～2年度】

(五十音順 敬称略)

委員会役職	氏名	職業・役職等	区分	任期
委員	飯塚 哲也	高山村副村長	山地代表市町村	H31.4.1～ R2.6.13 委嘱替
委員	市川 多恵子	森林所有者	森林・林業関係者	H31.4.1～ R3.3.31
委員	女屋 美由紀	群馬県生協連合会 女性協議会会長	納税者 (消費者団体)	H31.4.1～ R3.3.31
委員	木村 正一	太田市副市長	平地林代表市町村	R2.6.16～ R3.3.31
委員	黒田 まり子	川場村議会議員 尾瀬自然ガイド	学識経験者 (環境教育)	H31.4.1～ R3.3.31
委員	小井土 登喜司	森林所有者	森林・林業関係者	H31.4.1～ R3.3.31
委員	小山 定男	館林市副市長	平地林代表市町村	H31.4.1～ R2.7.1 委嘱替
委員	高草木 悟	連合群馬事務局長	納税者 (労働団体)	H31.4.1～ R3.3.31
委員	角田 好二	群馬 NPO 協議会理事	学識経験者 (NPO・ボランティア活動)	H31.4.1～ R3.3.31
委員長	西野 寿章	高崎経済大学地域政策学部 観光政策学科教授	学識経験者 (森林環境保全)	H31.4.1～ R3.3.31
委員	森平 仁志	甘楽町副町長	山地代表市町村	R2.7.1～ R3.3.31
委員	山田 忠雄	太田市商工会議所常議員	納税者 (経済団体)	H31.4.1～ R3.3.31

ぐんま緑の県民税評価検証委員会委員【令和3～4年度】

(五十音順 敬称略)

委員会役職	氏名	職業・役職等	区分	任期
委員	木村 正一	太田市副市長	平地林代表市町村	R3.4.1～ R5.3.31
委員	木樽 千恵子	群馬県生活協同組合連合会 理事	納税者 (消費者団体)	R4.6.16～ R5.3.31
委員	草場 史子	群馬県 NPO 協議会幹事	学識経験者 (NPO・ボランティア活動)	R3.4.1～ R5.3.31
委員	黒田 まり子	川場村議会議員 尾瀬自然ガイド	学識経験者 (環境教育)	R3.4.1～ R5.3.31
委員	後藤 孝	森林所有者 (きのこ生産者)	森林・林業関係者	R3.4.1～ R5.3.31
委員	須藤 美由貴	群馬県商工会連合会 女性部連合会副会長	納税者 (経済団体)	R3.4.1～ R5.3.31
委員	高草木 悟	連合群馬事務局長	納税者 (労働団体)	R3.4.1～ R5.3.31
委員	田中 利恵子	群馬県生活協同組合連合会 理事	納税者 (消費者団体)	R3.4.1～ R4.6.15
委員長	西野 寿章	高崎経済大学地域政策学部 観光政策学科教授	学識経験者 (森林環境保全)	R3.4.1～ R5.3.31
委員	西村 尚之	群馬大学社会情報学部 社会情報学科教授	学識経験者 (森林生態学)	R3.4.1～ R5.3.31
委員	松下 清枝	森林所有者 (苗木生産者)	森林・林業関係者	R3.4.1～ R5.3.31
委員	森平 仁志	甘楽町副町長	山地代表市町村	R3.4.1～ R5.3.31

ぐんま緑の県民税評価検証委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 ぐんま緑の県民税事業の内容及び、実績等に関し、有識者等から広く意見を聴くため、ぐんま緑の県民税評価検証委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の構成員は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- 一 ぐんま緑の県民税事業の内容に関する事項
- 二 ぐんま緑の県民税事業の実績等に関する事項
- 三 市町村提案型事業の選定等に関する事項
- 四 その他、ぐんま緑の県民税事業に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他の適当であると認められる者から、環境森林部長が選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、環境森林部長が指名し、委員会の会議を進行する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、環境森林部長が指名する者がその職を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、環境森林部長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 議長は、会議を進行する。
- 3 環境森林部長は、必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- 一 群馬県情報公開条例(平成12年6月14日条例第83号)第14条の各号に該当する非開示情報を含む場合
 - 二 その他、環境森林部長が、委員の意見を聴いた上で、非公開とした場合
- 2 会議の傍聴方法については別途定める。

(議事録等)

第8条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公表する。ただし、委員会において非公開とすることが適当であるとの意見がある案件については、環境森林部長が委員の意見を聴いた上で、非公開とすることができる。

(事務局)

第9条 委員会の庶務は、環境森林部森林保全課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、環境森林部長が別に定める。

附則(平成25年7月19日制定)

この要綱は、平成25年7月30日から施行する。

附則(平成31年4月1日一部改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則(令和2年4月1日一部改正)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和3年4月1日一部改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則(令和4年8月1日一部改正)

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例

平成二十五年三月二十六日条例第十二号

(趣旨)

第一条 この条例は、本県の森林が水源の涵(かん)養、災害の防止等の公益的機能を有し、全ての県民がひとしくその恩恵を享受し、次の世代に継承すべきものであることに鑑み、県民共有の財産である豊かな森林環境を適切に整備し、及び保全していくための施策に要する経費の財源を確保するため、群馬県県税条例（昭和二十五年群馬県条例第三十二号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割に係る税率の特例を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 平成二十六年年度から平成三十五年までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十九条の規定にかかわらず、同条に規定する額に七百円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成二十六年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間に終了する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十四条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の七を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第四十四条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例（平成二十五年群馬県条例第十二号）第三条第一項」とする。

(基金への積立て)

第四条 知事は、第二条及び前条第一項の規定による特例措置の実施により増加する県民税の均等割の収入額に相当する額をぐんま緑の県民基金（ぐんま緑の県民基金条例（平成二十五年群馬県条例第二十号）に規定するぐんま緑の県民基金をいう。）に積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(県税条例附則第十四条の四の三の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 県税条例附則第十四条の四の三の規定の適用がある場合における第二条及び第四条の規定の適用については、第二条中「第三十九条」とあるのは、「附則第十四条の四の三」とする。

附 則（平成三十年十月十九日条例第七十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

ぐんま緑の県民基金条例

平成二十五年三月二十六日条例第二十号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定に基づき、ぐんま緑の県民基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 本県の森林が水源の涵(かん)養、災害の防止等の公益的機能を有し、全ての県民がひとしくその恩恵を享受し、次の世代に継承すべきものであることに鑑み、県民共有の財産である豊かな森林環境を適切に整備し、及び保全していくための施策を実施するため、ぐんま緑の県民基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成二十五年群馬県条例第十二号)第四条の規定により基金に積み立てるものとされた額
- 二 前条に規定する目的のために寄附された寄附金の額

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第七条 基金は、第二条に規定する目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

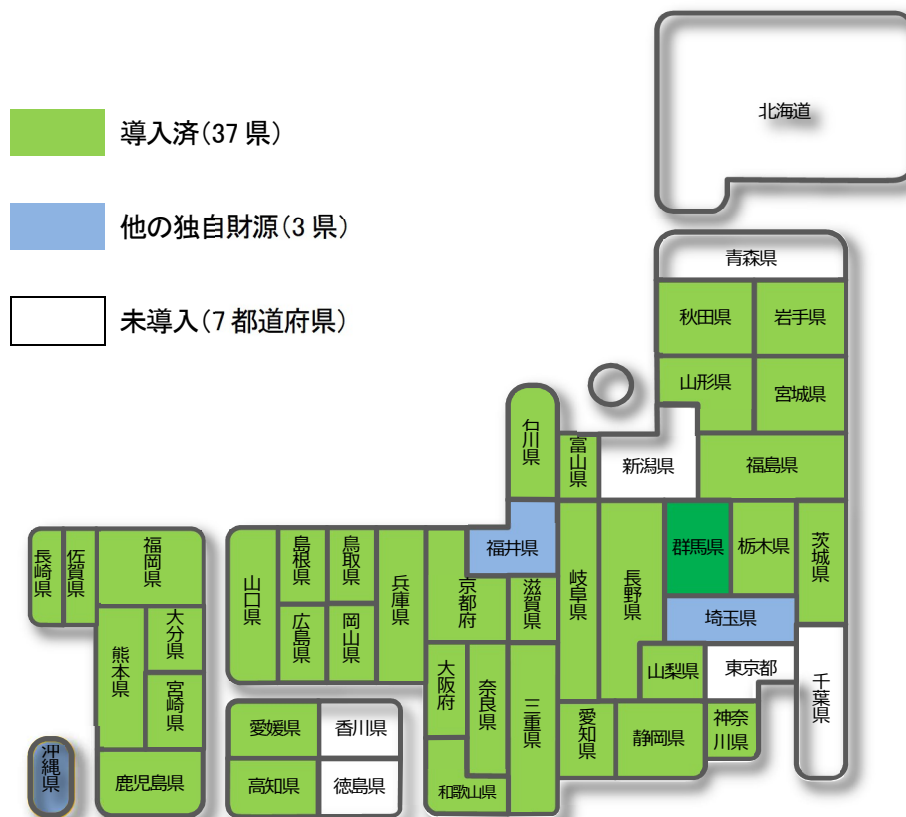
第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

各県独自の森林環境保全に係る税の導入状況

資料4

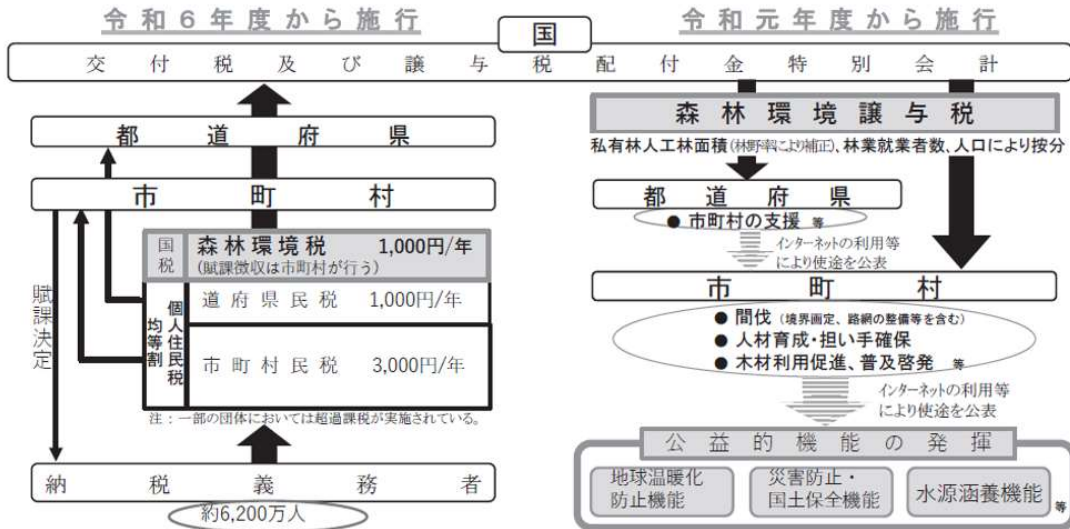


導入県	導入年度	税の名称(通称)	導入県	導入年度	税の名称(通称)
岩手県	平成 18 年 4 月	いわての森林づくり県民税	大阪府	平成 28 年 4 月	森林環境税
宮城県	平成 23 年 4 月	みやぎ環境税	兵庫県	平成 18 年 4 月	県民緑税
秋田県	平成 20 年 4 月	秋田県水と緑の森づくり税	奈良県	平成 18 年 4 月	森林環境税
山形県	平成 19 年 4 月	やまがた緑環境税	和歌山県	平成 19 年 4 月	紀の国森づくり税
福島県	平成 18 年 4 月	森林環境税	鳥取県	平成 17 年 4 月	森林環境保全税
茨城県	平成 20 年 4 月	森林湖沼環境税	島根県	平成 17 年 4 月	水と緑の森づくり税
栃木県	平成 20 年 4 月	とちぎの元気な森づくり県民税	岡山県	平成 16 年 4 月	おかやま森づくり県民税
群馬県	平成 26 年 4 月	ぐんま緑の県民税	広島県	平成 19 年 4 月	ひろしまの森づくり県民税
神奈川県	平成 19 年 4 月	水源環境保全税	山口県	平成 17 年 4 月	やまぐち森林づくり県民税
富山県	平成 19 年 4 月	水と緑の森づくり税	愛媛県	平成 17 年 4 月	森林環境税
石川県	平成 19 年 4 月	いしかわ森林環境税	高知県	平成 15 年 4 月	森林環境税
山梨県	平成 24 年 4 月	森林及び環境の保全に係る県民税	福岡県	平成 20 年 4 月	森林環境税
長野県	平成 20 年 4 月	長野県森林づくり県民税	佐賀県	平成 20 年 4 月	佐賀県森林環境税
岐阜県	平成 24 年 4 月	清流の国ぎふ森林・環境税	長崎県	平成 19 年 4 月	ながさき森林環境税
静岡県	平成 18 年 4 月	森林づくり県民税	熊本県	平成 17 年 4 月	水とみどりの森づくり税
愛知県	平成 21 年 4 月	あいち森と緑づくり税	大分県	平成 18 年 4 月	森林環境税
三重県	平成 26 年 4 月	みえ森と緑の県民税	宮崎県	平成 18 年 4 月	森林環境税
滋賀県	平成 18 年 4 月	琵琶湖森林づくり県民税	鹿児島県	平成 17 年 4 月	森林環境税
京都府	平成 28 年 4 月	豊かな森を育てる府民税	計	37 県	

森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ

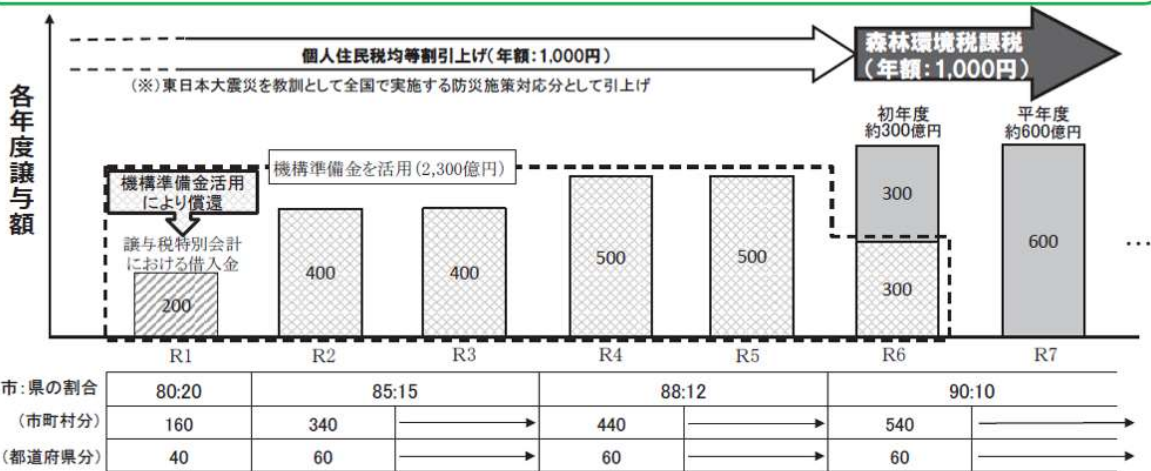
パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。

【制度設計イメージ】



森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



【譲与基準】

市町村分	50% : 私有林人工林面積	<table border="1"> <tr> <th>林野率</th> <th>補正の方法</th> </tr> <tr> <td>85%以上の市町村</td> <td>1.5倍に割増し</td> </tr> <tr> <td>75%以上85%未満の市町村</td> <td>1.3倍に割増し</td> </tr> </table>	林野率	補正の方法	85%以上の市町村	1.5倍に割増し	75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し
	林野率		補正の方法					
85%以上の市町村	1.5倍に割増し							
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し							
都道府県分	30% : 人口							
	20% : 林業就業者数							
	市町村と同じ基準							

森林経営管理法の概要

- 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るためには、市町村を介して林業経営意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行う仕組みを構築する必要がある。
- このため、以下の措置を基本とする新たな経営管理の仕組みを講ずる。
 - ① 森林所有者に適切な経営管理を促すため、経営管理の責務を明確化するとともに
 - ② 森林所有者自らが経営管理を実行できない場合に、市町村が経営管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託する。
 - ③ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が経営管理を行う。

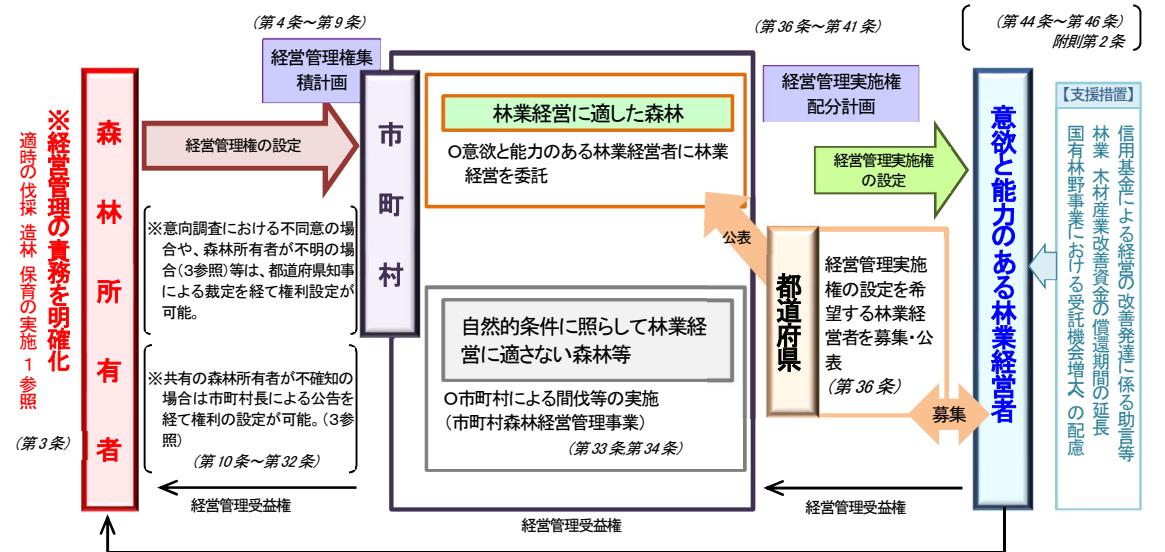
法案の概要

1. 森林所有者の責務の明確化

- 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林又は保育を実施することにより、自然的・経済的・社会的条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行わなければならないこととする。 (第3条)

2. 森林の経営管理の仕組み

- 市町村は、区域内の森林の経営管理が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとし、経営管理の状況や集積の必要性等を勘案しつつ、経営管理権集積計画を作成することにより、森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等を行うための権利(経営管理権)を、森林所有者から取得できるよう措置。 (第3条～第9条)
- 都道府県知事が経営管理実施権の設定を希望する者を募集し、応募した林業を営む者(意欲と能力のある林業経営者)に対して、市町村が経営管理実施権配分計画により経営管理実施権を設定できるよう措置。 (第36条～第41条)
- 経営管理権を取得した森林のうち、自然的条件に照らして林業経営に適さないもの等について市町村が自ら経営管理(市町村森林経営管理事業)できるよう措置。 (第33条)

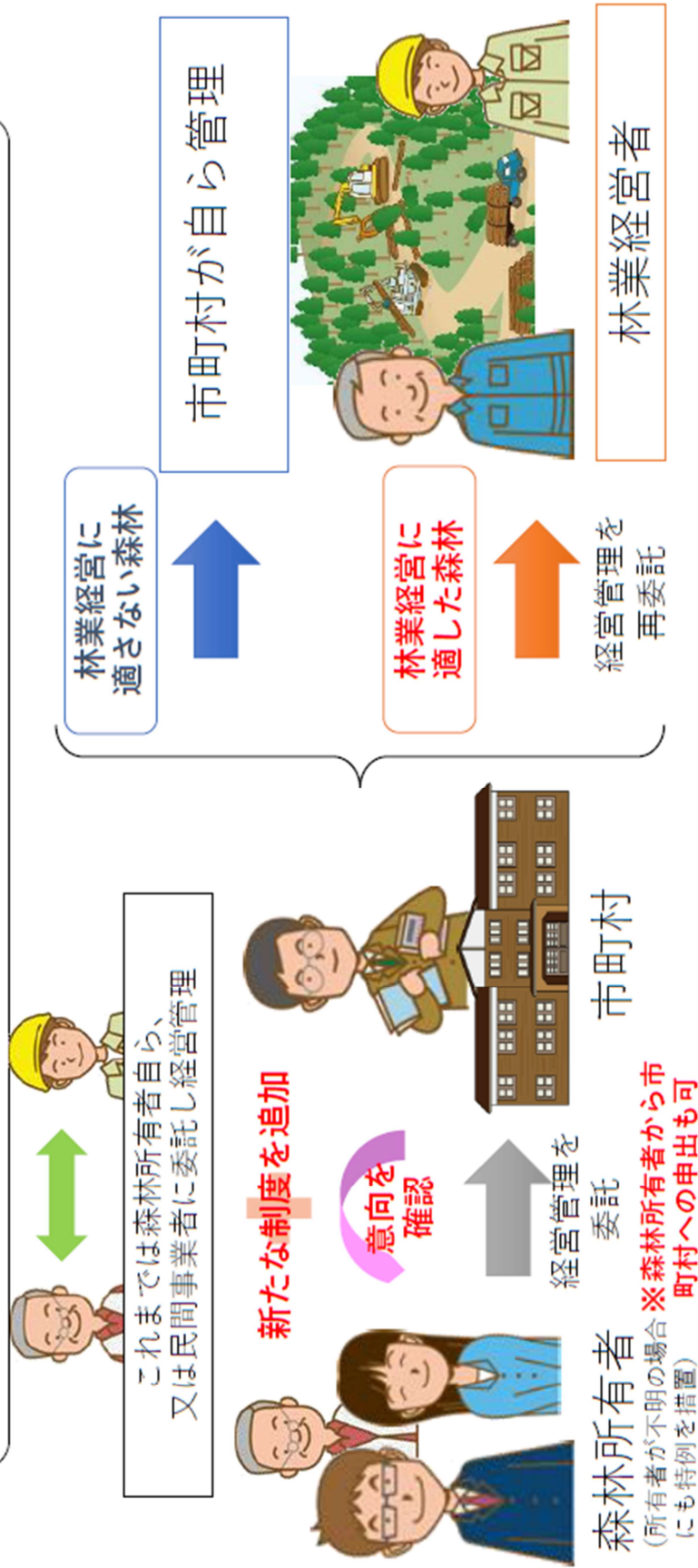


3. 所有者不明森林に係る措置

- 森林所有者の全部又は一部が不明のものについて、一定の手続により市町村に経営管理権設定することを可能とする措置を講ずる。 (第10条～第32条)

森林経営管理制度の概要

経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進



経営管理が行われていない森林について

市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐシステム

区分	ぐんま緑の県民税	森林環境譲与税	既存補助制度
条件不利地	○	—	—
	—	○	—
・経営管理制度の推進 ・同制度による整備 (不採算林)	—	—	○
経営林	—	—	造林・間伐 等
里山・平地林の整備	○	—	—
木材加工施設の整備	—	—	○
木材利用の推進	—	○	○
	—	—	学校等の特定施設
森林環境教育	○	—	—

川上対策

川中対策

川下対策

～みんなの森をみんなで守ろう～

ぐんま緑の県民税

今後のあり方

○この素案に関するお問い合わせ先

●税の使い道など森林保全に関すること

群馬県環境森林部森林局森林保全課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

TEL:027-226-3278 Fax:027-223-0463

E-mail:gm-zei@pref.gunma.lg.jp

●税の仕組みに関すること

群馬県総務部税務課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

TEL:027-226-3771 Fax:027-221-8096

E-mail:zeimuka@pref.gunma.lg.jp

○ぐんま緑の県民税ホームページ

<https://www.pref.gunma.jp/page/7187.html?print=1>